

延 長

(総務省自治行政局過疎対策室)

項 目 名		過疎地域における事業用設備等に係る割増償却の延長	
税 目		所得税、法人税	
要 望 の 内 容	《現行制度の概要》 個人又は法人が、過疎関係市町村等が定める過疎地域持続的発展市町村計画において、産業振興促進区域として定められている区域内で生産等設備を取得等して一定の事業の用に供した場合、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）の定めにより、機械、建物等の資産について、通常の償却額に加え、普通償却限度額の一定割合を割増償却額として計上することを認める措置。		
	○対象事業：製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等 ○割増償却対象設備：機械及び装置、建物及び附属設備、構築物 ○割増償却期間：5 年間 ○割増償却限度額：・ 機械・装置 普通償却限度額の 32% ・ 建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の 48%		
要 望 の 内 容	《要望の内容》 適用期限を 2 年間延長し、令和 11 年 3 月 31 日までとする。		
	《関係条項》 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 23 条 租税特別措置法第 12 条、第 45 条	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）	－一百万円 （▲300 百万円の内数） （ 一百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 過疎対策については、昭和45年以来、5次にわたる議員立法により過疎法が制定されており、令和3年に施行された現行の過疎法は、過疎地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的としている。 また、過疎法では、過疎地域の持続的発展のための対策の目標の一つとして、産業を振興し、あわせて安定的な雇用機会を拡充することが定められており、そのために、国は必要な施策を総合的に講ずる責務を有している。 この施策の一つとして、過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の特例が定められている。 以上の過疎法の趣旨・規定に基づき、人口の著しい減少という過疎地域の課題を踏まえ、製造業や旅館業等の設備投資を促進し、産業の振興を図り、過疎地域の雇用機会の拡充による人口流出の抑制及び人口流入の拡大を図ることを政策目的とする。 (2) 施策の必要性 過疎地域における民間事業者の設備投資を促進する中で雇用機会の拡充を図ることが必要である。 具体的には、過疎地域で重要な役割を果たし、かつ雇用機会の拡充について有効な製造業等について、設備投資が円滑に行われるようにするとともに、過疎地域が有する観光資源や農林水産物等を活用した産業、あるいは地理的な条件を受けにくい情報サービス業等を創出する取組を行う民間事業者を支援する必要がある。 本特例措置は、過疎地域において民間事業者が行う製造業や旅館業等の設備投資を促し、雇用機会の拡充を図ることを目的とする措置であり、過疎対策の重要性に鑑みれば、国として講じていくべき必要な施策であることから、2年間の期間の延長を要望するものである。
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性 政策体系における政策目的の位置付け 【過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法】 ○第1条 この法律は、人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。 ○第4条 過疎地域の持続的発展のための対策は、第一条の目的を達成するため、地域における創意工夫を尊重し、次に掲げる目標に従って推進されなければならない。 （略） 二 企業の立地の促進、産業基盤の整備、農林漁業経営の近代化、情報通信産業の振興、中小企業の育成及び起業の促進、観光の開発等を行うことにより、産業を振興し、あわせて安定的な雇用機会を拡充すること。

		○第5条 国は、第一条の目的を達成するため、前条各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずるものとする。 ○第23条 市町村計画に記載された産業振興促進区域内において当該市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（産業振興促進区域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。次条において同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。次条において同じ。）の用に供する設備の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあっては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。次条において同じ。）をした者がある場合には、当該設備を構成する機械及び装置並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の定めるところにより、特別償却を行うことができる。 【「経済財政運営と改革の基本方針 2026」（令和8年7月21日閣議決定）】 第2章 日本の成長力強化と安全・安心の確保 1. 「強い経済」の実現 （3）強い地域経済の構築 （個性を活かした地域づくり） 過疎地域、離島、奄美、小笠原、半島、豪雪地帯等の条件不利地域対策に取り組む。 【令和9年度概算要求における政策体系図】 Ⅱ. 地方行財政 2. 地域振興（地域力創造）
	政 策 の 達成目標	上記政策目的を踏まえ、本特例により、過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資を促進し、過疎地域における新規雇用の創出及び事業所数の減少の抑制等を目標とする。 ○測定指標：本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数 ○補助指標： ①本特例の適用を受けた事業者による設備投資額 ②過疎地域における事業所数 ③過疎地域における企業立地件数 ●目標値：本特例の適用期間中（令和9年度～令和10年度）に本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数を350人以上とする。（各年度175人以上とする。）

			●補助指標の目標値： ①本特例の適用期間中（令和９年度～令和１０年度）に本特例の適用を受けた事業者による設備投資額を４３５億円とする。 ②令和６年度から令和１０年度までの過疎地域の事業所数の年平均増減率と全国の事業所数の年平均増減率との差について、令和３年度から令和６年度までの同差（▲１.４ポイント）を上回らないことを目標とする。 ③企業立地数については、令和１０年度時点で令和元年度から令和５年度までの５年間と同水準（７８１件）の立地数を目標とする。
		租税特別措置の適用又は延長期間	２年間（令和９年４月１日～令和１１年３月３１日）
		同上の期間中の達成目標	上記政策目的を踏まえ、本特例により、過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資を促進し、過疎地域の雇用機会の拡充（新規雇用の創出）を目標とする。 また、本措置の直接的効果を多面的に補足するため、補助指標として、本特例を活用した設備投資額の拡大、全国の事業所数に対する過疎地域の事業所数の減少の抑制及び企業立地数の維持を目標とする。 具体的には、本特例の適用期間中（令和９年度～令和１０年度）に本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数を３５０人以上とする。 加えて、本特例の適用期間中（令和９年度～令和１０年度）に本特例の適用を受けた事業者による設備投資額を４３５億円以上とし、本特例の適用期間中（令和９年度～令和１０年度）の過疎地域における事業所数の年平均増減率について、全国の事業所数の年平均増減率との差が、令和３年度から令和６年度までの同差（▲１.４ポイント）を上回らないこととする。また、企業立地数については、令和１０年度時点で令和元年度から令和５年度までの５年間と同水準（７８１件）の立地数を目標とする。
		政策目標の達成状況	○前回要望時の目標 (１) 過疎地域の事業所数について、今後５年間の増減率が直近５年間の増減率を上回ることを目標とし、令和８年度事業所数を５２,９８３件（５年間の増減率が▲１１％）とする。 (２) 企業立地数については、平成２８年度から令和２年度までの５年間と同水準（６６５件）の立地数を目標とする。 (３) 「この制度がなければ雇用を維持しなかった事業者数及び当該事業者による新規雇用者数」（５事業者、５７人）を維持する。 ○達成状況 ・ 過疎地域における令和３年度から令和８年度の事業所数の増減率

令和８年度事業所数の目標（52,983 件）については、「経済センサス活動調査」の全国の事業所数を用いて推計していたが、その後「日本標準産業分類」の改定等が行われており、経済センサス等における全国事業所の減少要因を把握することが困難な状況となっている。

なお、経済センサス調査等から把握できる「全国の事業所数」及び「過疎地域の事業所数」は下記のとおり。前回目標に対応する令和３年度から５年間の増減率（推計）は、全国▲20.0%、過疎地域▲25.3%となっている。

	A	B	
	H 2 8	R 3	B/A－ 1 (%)
過疎地域の事業所数 (C・D推計)	66,850	59,464	▲11.0
全国の事業所数 (D推計)	562,519	528,973	▲6.0
出典等	H 2 8 センサス	R 3 センサス	

	C		D	
	R 6	C/B－ 1 (%)	R 8	D/B－ 1 (%)
過疎地域の事業所数 (C・D推計)	49,812	▲16.2	44,439	▲25.3
全国の事業所数 (D推計)	462,903	▲12.5	423,432	▲20.0
出典等	R 6 経済構造実態調査		(推計)	

・ 過疎地域における企業立地数

	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
製造業	185	180	215	193	176	190	190	190
非製造業	465	563	730	581	614	591	591	591
合計	650	743	945	774	790	781	781	781

※下線を付した年度は推計値。

※算定根拠については別紙１のとおり。

		・この制度がなければ雇用を維持しなかった事業者数及び当該事業者による新規雇用者数 <table><tr><th>年度</th><th>この制度がなければ雇用を維持しなかった事業者数 及び当該事業者による新規雇用者数</th></tr><tr><td>R 4</td><td>5 事業者（57 人）</td></tr><tr><td>R 5</td><td>7 事業者（96 人）</td></tr><tr><td>R 6</td><td>8 事業者（43 人）</td></tr><tr><td>R 7</td><td>3 事業者（9 人）</td></tr><tr><td>R 8</td><td>6 事業者（51 人）</td></tr></table> ※下線を付した年度は推計値。 ※算定根拠については別紙 1 のとおり。 《所期の達成目標の達成状況を踏まえた本特例措置を引き続き実施する必要性》 ・過疎地域の事業所数は令和 8 年度の目標達成に至らない見込みであるが、過疎地域における事業所数減少が継続していることに変わりはなく、事業基盤の維持・確保は依然として重要な課題である。このため、過疎地域における設備投資及び事業活動の活性化を図る観点から、本特例措置については引き続き実施する必要がある。 ・企業立地数については、令和 6 年度から令和 8 年度の数値が所期の達成目標を上回る見込みであり、概ね有効な手段であったと評価できる。 ・「この制度がなければ雇用を維持しなかった事業者数及び当該事業者による新規雇用者数」については、年度により、所期の達成目標の達成・未達があるものの、目標としていた令和 4 年度の数値と同程度の水準で推移しており、概ね有効な手段であったと評価できる。 ・上記を踏まえ、引き続き、本特例措置により、過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資を促進し、過疎地域の雇用機会の拡充及び新規雇用の創出を図る必要がある。	年度	この制度がなければ雇用を維持しなかった事業者数 及び当該事業者による新規雇用者数	R 4	5 事業者（57 人）	R 5	7 事業者（96 人）	R 6	8 事業者（43 人）	R 7	3 事業者（9 人）	R 8	6 事業者（51 人）								
年度	この制度がなければ雇用を維持しなかった事業者数 及び当該事業者による新規雇用者数																					
R 4	5 事業者（57 人）																					
R 5	7 事業者（96 人）																					
R 6	8 事業者（43 人）																					
R 7	3 事業者（9 人）																					
R 8	6 事業者（51 人）																					
有効性	要望の措置の適用見込み	【適用見込（件数・金額）、減収見込み】 <table><tr><th>年度</th><th>適用件数</th><th>適用額 （千円）</th><th>減収見込み （千円）</th></tr><tr><td>R 7</td><td>182</td><td>1, 897, 714</td><td>440, 270</td></tr><tr><td>R 8</td><td>189</td><td>1, 970, 703</td><td>457, 203</td></tr><tr><td>R 9</td><td>189</td><td>1, 970, 703</td><td>457, 203</td></tr><tr><td>R10</td><td>189</td><td>1, 970, 703</td><td>457, 203</td></tr></table> ※算定根拠については別紙 1 のとおり。	年度	適用件数	適用額 （千円）	減収見込み （千円）	R 7	182	1, 897, 714	440, 270	R 8	189	1, 970, 703	457, 203	R 9	189	1, 970, 703	457, 203	R10	189	1, 970, 703	457, 203
	年度	適用件数	適用額 （千円）	減収見込み （千円）																		
R 7	182	1, 897, 714	440, 270																			
R 8	189	1, 970, 703	457, 203																			
R 9	189	1, 970, 703	457, 203																			
R10	189	1, 970, 703	457, 203																			
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置により、設備投資直後の資金繰りが緩和され、その結果、捻出された資金による事業者の設備投資が促進される効果が期待でき、ひいては、設備投資に伴って事業者が事業の拡大を行うことで、当該過疎地域における雇用の創出・確保につながるものと考えている。																				

●新規雇用者数

	年度	本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数(人)	本特例措置を「資金的余裕が生まれ、新規雇用又は雇用の維持が可能となる」として活用した事業者による新規雇用者数(人)	本特例措置がなければ「雇用を増加させなかった」「雇用を減少させた」とした事業者による新規雇用者数(人)
見込み	R 8	175 人	80 人	51 人
	R 9	175 人	80 人	51 人
	R10	175 人	80 人	51 人

※算出方法：各年度について、令和4年度から令和7年度の実績の平均値と同数と見込んだ。

●設備投資額

	年度	本特例の適用を受けた事業者による設備投資額	本特例措置を「資金的余裕が生まれ、更なる追加投資が可能となる」として活用した事業者による設備投資額	本特例措置がなければ「当該設備等に関する取得等をしなかった」「当該設備等に関する取得等を遅らせた」などと回答した事業者による設備投資額
見込み	R 8	217.5 億円	110.7 億円	64.6 億円
	R 9	217.5 億円	110.7 億円	64.6 億円
	R10	217.5 億円	110.7 億円	64.6 億円

※算出方法：令和4年度から令和7年度の実績の単年度平均と同数と推計。

●事業所の増減率

〈過疎地域〉

令和6年度：49,812 事業所

令和10年度：39,390 事業所（推計値）

$(39,390 - 49,812) / 49,812 \div \blacktriangle 0.209 = \blacktriangle 20.9\%$ （4年間の増減率）

$(1 - 0.209)^{(1/4)} - 1 \div \blacktriangle 0.057 = \blacktriangle 5.7\%$ （年平均増減率）

		〈全国〉 令和 6 年度：462, 903 事業所 令和 10 年度：388, 273 事業所（推計値） $(388, 273 - 462, 903) / 462, 903 \div \blacktriangle 0. 161 = \blacktriangle 16. 1\%$（4 年間の増減率） $(1 - 0. 161) ^{(1/4)} - 1 \div \blacktriangle 0. 043 = \blacktriangle 4. 3\%$（年平均増減率） ・ 年平均増減率について、過疎地域の数値と全国の数値の差 $\blacktriangle 5. 7\% - \blacktriangle 4. 3\% = \blacktriangle 1. 4$ ポイント ※算定根拠については別紙 1 のとおり。 ●企業立地数 〈直近 5 年間〉 <table><tr><td></td><td>R 元</td><td>R 2</td><td>R 3</td><td>R 4</td><td>R 5</td><td>平均</td></tr><tr><td>製造業</td><td>185</td><td>180</td><td>215</td><td>193</td><td>176</td><td>190</td></tr><tr><td>非製造業</td><td>465</td><td>563</td><td>730</td><td>581</td><td>614</td><td>591</td></tr><tr><td>合計</td><td>650</td><td>743</td><td>945</td><td>774</td><td>790</td><td>781</td></tr></table> 〈今後 5 年間の見込〉 <table><tr><td></td><td>R 6</td><td>R 7</td><td>R 8</td><td>R 9</td><td>R 10</td></tr><tr><td>製造業</td><td>190</td><td>190</td><td>190</td><td>190</td><td>190</td></tr><tr><td>非製造業</td><td>591</td><td>591</td><td>591</td><td>591</td><td>591</td></tr><tr><td>合計</td><td>781</td><td>781</td><td>781</td><td>781</td><td>781</td></tr></table> ※算定根拠については別紙 1 のとおり。		R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	平均	製造業	185	180	215	193	176	190	非製造業	465	563	730	581	614	591	合計	650	743	945	774	790	781		R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	製造業	190	190	190	190	190	非製造業	591	591	591	591	591	合計	781	781	781	781	781
	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	平均																																																
製造業	185	180	215	193	176	190																																																
非製造業	465	563	730	581	614	591																																																
合計	650	743	945	774	790	781																																																
	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10																																																	
製造業	190	190	190	190	190																																																	
非製造業	591	591	591	591	591																																																	
合計	781	781	781	781	781																																																	
相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	・ 地方税の減収補填措置（事業税、不動産取得税、固定資産税）（過疎法第 24 条）																																																				
	予算上の措置等の要求内容及び金額	過疎地域持続的発展支援交付金（継続） （令和 9 年度概算要求額 11. 2 億円）																																																				
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	過疎地域持続的発展支援交付金は、 ・ 基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において、専門人材や ICT 等技術を活用して行う生活支援の取組や「働く」場の創出等の取組を支援する「過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業」 ・ 過疎地域の課題解決に特に必要となる「人材育成」や「ICT 等技術の活用」の取組等を支援する「過疎地域持続的発展支援事業」 ・ 都市部から過疎地域への移住・定住を促進するため、過疎市町村が実施する、定住促進団地の整備や空き家の有効活用に資する取組を支援する「過疎地域集落再編整備事業」																																																				

			・過疎市町村等が実施する、遊休施設を地域課題解決に資する施設等に再整備する取組を重点的に支援する「遊休施設再整備事業」 に対して補助するものであり、過疎地域の課題解決や生活機能の維持・活性化を支援する役割を担うものである。 一方、本特例措置は、個々の民間事業者の過疎地域における設備投資を促進し、過疎地域における雇用の機会の拡充を後押しする役割を担うものであり、当該交付金とは支援対象や目的が異なることから、両者の間に代替性はない。																						
		要望の措置の妥当性	本特例措置は、課税の繰延べであるので、減収額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国の負担は少ない。また、課税の繰延べによって、初期投資の負担が軽減される本特例措置は、過疎地域における設備投資のインセンティブとなり、過疎地域の雇用の確保という政策目的において効果が見込まれる。 過疎地域の著しい人口減少等の状況を踏まえると、過疎地域における設備等の取得等などの事業者の活動を支援することで、雇用機会の拡充を図る必要性は引き続き存在することから、そのインセンティブとなる本特例措置を継続する必要がある。 なお、本特例措置の対象業種は、地域における雇用の増大に特に寄与する業種を対象としており、無差別に適用されるものではないことから、必要最小限の措置である。 ※1件あたり減収額は約 242 万円であり、事務コストを考慮すると、補助金で交付する事は非効率と考える。 (令和6年度1件あたり減収額) $295,130 \text{ 千円} \div 122 \text{ 件} = 2,419 \text{ 千円}$ (千円未満四捨五入)																						
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	【適用実績（件数・金額）、減収額】																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>適用件数</th><th>適用額 (千円)</th><th>減収額 (千円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R 3</td><td>31</td><td>127,179</td><td>29,506</td></tr> <tr> <td>R 4</td><td>82 (89)</td><td>568,480 (365,167)</td><td>131,887 (84,719)</td></tr> <tr> <td>R 5</td><td>121 (147)</td><td>1,248,548 (603,141)</td><td>289,663 (139,929)</td></tr> <tr> <td>R 6</td><td>122 (205)</td><td>1,272,112 (841,115)</td><td>295,130 (195,139)</td></tr> <tr> <td>R 7</td><td>182 (263)</td><td>1,897,714 (1,079,089)</td><td>440,270 (250,349)</td></tr> </tbody> </table> ※算定根拠については別紙1のとおり。 ※括弧書き：前回要望時に見込んだ適用件数・金額、減収額等 ※令和7年度の適用件数は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」がまだ提出されていないため、過疎対策室独自調査により把握した件数としている。		年度	適用件数	適用額 (千円)	減収額 (千円)	R 3	31	127,179	29,506	R 4	82 (89)	568,480 (365,167)	131,887 (84,719)	R 5	121 (147)	1,248,548 (603,141)	289,663 (139,929)	R 6	122 (205)	1,272,112 (841,115)	295,130 (195,139)	R 7	182 (263)
年度	適用件数	適用額 (千円)	減収額 (千円)																						
R 3	31	127,179	29,506																						
R 4	82 (89)	568,480 (365,167)	131,887 (84,719)																						
R 5	121 (147)	1,248,548 (603,141)	289,663 (139,929)																						
R 6	122 (205)	1,272,112 (841,115)	295,130 (195,139)																						
R 7	182 (263)	1,897,714 (1,079,089)	440,270 (250,349)																						

《前回要望時の将来予測と適用件数等がかい離している原因》

- ・適用件数の実績値が前回要望時の将来予測とかい離している要因として、本税制の適用に必要な市町村による「確認書」の発行を受けた事業者のうち、決算赤字となった事業者が最終的に本制度を活用しなかったことが挙げられる（赤字のため制度を活用しなかった事業者数：令和４年度（前回要望時）14事業者、令和７年度78事業者）。
- ・なお、実際の適用件数に加え、確認書発行後に決算赤字を理由として制度を活用しなかった事業者を含めると、前回要望時の将来予測の水準となる。

年度	前回予測	適用実績 (A)	赤字のため制度を 活用しなかった 事業者の件数 (B)	合計 (C=A+B)
R 4	89 件	82 件	14 件	96 件
R 5	147 件	121 件	49 件	170 件
R 6	205 件	122 件	53 件	175 件
R 7	263 件	182 件	78 件	260 件

※過疎対策室独自調査により算出。

- ・また、適用額が前回要望時の将来予測とかい離した要因として、大規模な設備投資を実施する事業者の割合が増加したことが挙げられる。
- ・前回要望時点で把握していた実績では、大規模な設備投資を行った事業者の割合が現在より低く、1件当たりの適用額も実績値より少なく見積もられていた。そのため、実際の適用額との間にかい離が生じた。

年 度	設備取得価額ごとの活用件数			
	500 万円以上 1000 万円未満	1000 万円以上 2000 万円未満	2000 万円以上 1 億円未満	1 億円以上
R 4	7 (7.9%)	5 (5.6%)	74 (83.1%)	3 (3.4%)
R 5	9 (7.1%)	9 (7.1%)	55 (43.3%)	54 (42.5%)
R 6	17 (10.7%)	11 (6.9%)	75 (47.2%)	56 (35.2%)
R 7	15 (8.2%)	14 (7.7%)	78 (42.9%)	75 (41.2%)

※過疎対策室独自調査により算出。

《前回要望時の将来予測と適用実績がかい離している実態を踏まえても本特例措置が目標の実現に有効な手段であることの理由》

上記のとおり前回要望時の見込みと適用実績に差は生じたが、後述「租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)」記載のとおり、過疎地域における製造業や旅館業等の事業者の事業拡大を通じた過疎地域の雇用機会の拡充（新規雇用の

		創出)に寄与している実績があることから、本特例措置は有効な手段であると考えられる。 ＜本特例措置の適用の偏りについて＞ 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(令和3年第204回国会提出、令和4年第208回国会提出、令和5年第211回国会提出、令和6年第213回国会提出、令和7年第217回国会提出、令和8年第221回国会提出)によれば、多数の業種で適用実績があり、本特例措置の適用が一部の業種に偏っているということはない(別紙1(4.本特例措置が多数の業種で活用されていることについて)参照)。 また、過疎対策室独自調査によれば、令和6年度・令和7年度に本特例措置を適用した法人事業所が確認された団体は58市町村・35道府県にわたっており、地域的にも偏りはない(別紙2参照)。 さらに、上記報告書(令和6年第213回国会提出、令和7年第217回国会提出、令和8年第221回国会提出)によれば、令和4年度～令和6年度における上位10社の適用額合計の割合は、それぞれ67.8%、68.6%、65.6%であり、一部の事業者に偏って適用されるものではない。 引き続き、過疎地域の対象事業者が広く本特例措置を活用して設備投資を行い、設備投資に伴って事業の拡大を行うことで、当該過疎地域における雇用の創出・確保を図っていく必要がある。
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	○根拠条文：租特法第45条第3項の表中第1号 ○適用件数：82件(令和4年度) 121件(令和5年度) 122件(令和6年度) ○適用額：568,480千円(令和4年度) 1,248,548千円(令和5年度) 1,272,112千円(令和6年度) ※本要望は、「特定地域における産業振興機械等の割増償却」のうち、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の一定の過疎地域及び過疎地域に準ずる地域のうち特定過疎地域持続的発展市町村計画に記載された地区」に係る部分である。

租税特別措置の適用による効果
(手段としての有効性)

●新規雇用者数

年度	本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数 (人)	本特例措置を「資金的余裕が生まれ、新規雇用又は雇用の維持が可能となる」として活用した事業者による新規雇用者数 (人)	本特例措置がなければ「雇用を増加させなかった」「雇用を減少させた」とした事業者による新規雇用者数 (人)
R 4	202 人	102 人	57 人
R 5	270 人	128 人	96 人
R 6	120 人	70 人	43 人
R 7	108 人	19 人	9 人
R 8	175 人	80 人	51 人

●設備投資額

年度	本特例の適用を受けた事業者による設備投資額	本特例措置を「資金的余裕が生まれ、更なる追加投資が可能となる」として活用した事業者による設備投資額	本特例措置がなければ「当該設備等に関する取得等をしなかった」「当該設備等に関する取得等を遅らせた」などと回答した事業者による設備投資額
R 4	380.0 億円	192.1 億円	179.8 億円
R 5	226.1 億円	85.5 億円	15.2 億円
R 6	140.1 億円	128.9 億円	19.7 億円
R 7	123.8 億円	36.3 億円	43.6 億円
R 8	217.5 億円	110.7 億円	64.6 億円

※算定根拠については別紙 1 のとおり。

著しい高齢化と人口減少が進む過疎地域においては、雇用の場の確保が重要な課題となっている。過疎地域において企業等が設備投資を行うことで、過疎地域における雇用の確保につながるという社会的意義があり、前述のように設備投資及び雇用の確保の効果があつた。

また、過疎対策室独自調査結果によれば、本特例を適用した事業者からは、割増償却によって、雇用増加・維持を図ることができた、投資へ後押しになったなどの回答があり、本割増償

		却制度は企業の設備投資に一定程度寄与していることが確認できている。 さらに、仮に本特例制度がない場合、雇用を増加させなかった、当該設備投資をしなかった等の回答があり、上記にて述べてきた過疎地域における雇用創出効果が期待できなくなる。		
		年度	この制度がなければ「当該設備等に関する取得等をしなかった」などと回答した事業者数	制度活用事業者による新規雇用者のうち、市町村外からの転入者数
		R 5	22 事業者	102 人
		R 6	13 事業者	40 人
		R 7	10 事業者	23 人
	前回要望時の達成目標	(1) 過疎地域の事業所数について、今後5年間の増減率が直近5年間の増減率を上回ることを目標とし、令和8年度事業所数を52,983件（5年間の増減率が▲11%）とする。 (2) 企業立地数については、平成28年度から令和2年度までの5年間と同水準（665件）の立地数を目標とする。 (3) 「この制度がなければ雇用を維持しなかった事業者数及び当該事業者による新規雇用者数」（5事業者、57人）を維持する。		

前回要望時
からの達成
度及び目標
に達してい
ない場合の
理 由

【過疎地域の事業所数の増減率】

令和8年度事業所数の目標（52,983 件）については、「経済センサス活動調査」の全国の事業所数を用いて推計していたが、その後「日本標準産業分類」の改定が行われており、経済センサスにおける全国事業所の減少要因を把握することが困難な状況となっている。

なお、経済センサス調査等から把握できる「全国の事業所数」及び「過疎地域の事業所数」は下記のとおり。前回目標に対応する令和3年度から5年間の増減率（推計）は、全国▲20.0%、過疎地域▲25.3%となっている。

	A	B	
	H 2 8	R 3	B/A－1 (%)
過疎地域の事業所数 (C・D推計)	66,850	59,464	▲11.0
全国の事業所数 (D推計)	562,519	528,973	▲6.0
出典等	H 2 8 センサス	R 3 センサス	

	C		D	
	R 6	C/B－1 (%)	R 8	D/B－1 (%)
過疎地域の 事業所数 (C・D推計)	49,812	▲16.2	44,439	▲25.3
全国の 事業所数 (D推計)	462,903	▲12.5	423,432	▲20.0
出典等	R 6 経済構造実態調査		(推計)	

【過疎地域における企業立地数】

	R元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
製造業	185	180	215	193	176	190	190	190
非製造業	465	563	730	581	614	591	591	591
合計	650	743	945	774	790	781	781	781

※算出根拠：過疎対策室独自調査により算出。

- ・企業立地件数については、令和6年度から令和8年度の数値が所期の達成目標を上回る見込みである。

【この制度がなければ雇用を維持しなかった事業者数及び当該事業者による新規雇用者数】

年度	この制度がなければ雇用を維持しなかった事業者数 及び当該事業者による新規雇用者数
R 4	5 事業者 (57 人)
R 5	7 事業者 (96 人)
R 6	8 事業者 (43 人)
R 7	3 事業者 (9 人)
R 8	6 事業者 (51 人)

※算出根拠：過疎対策室独自調査により算出。

- ・ 現行制度の適用期間における「この制度がなければ雇用を維持しなかった事業者数及び当該事業者による新規雇用者数」については、R 6～R 8 累計目標 15 事業者、171 人（各年度 R4 実績と同数で推計）に対し、現時点では 18 事業者、148 人と、事業者数については目標を達成する見込みであるものの、新規雇用者数については目標を下回る見込となった。
- ・ 主な要因としては、1 事業者当たりの雇用創出人数が、前回要望時に想定した値を下回ったことが挙げられる。
- ・ 具体的には、適用 1 件当たりの新規雇用者数は R 4 実績 2.46 人、R 5 実績 2.23 人であったが、R 6 以降は 1 人を下回り、R 7 実績では 0.59 人となっている。
- ・ これに伴い、適用した事業者数は減少していないが、「この制度がなければ雇用を維持しなかった事業者数及び当該事業者による新規雇用者数」については、減少したものと思われる。
- ・ 一方で、小規模な設備投資（設備取得価格（500 万円以上、1000 万円未満））においても一定の新規雇用が確認できるほか、活用件数も増加傾向となっており、過疎地域における投資需要に対応しているものと考えられる。また、当制度を活用した事業者における新規雇用者割合は、R 4：2.57%、R 5：5.16%、R 6：2.50%、R 7：3.70%で推移しており、制度を活用した各企業における継続的な雇用の促進が確認できる。

①適用 1 件当たりの新規雇用者数

年度	適用件数	本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数	1 件当たり新規雇用者数
R 4	82 件	202 人	2.46 人
R 5	121 件	270 人	2.23 人
R 6	122 件	120 人	0.98 人
R 7	182 件	108 人	0.59 人
R 8	189 件	175 人	0.93 人

※算出根拠：R 4～R 6 の適用件数は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（令和 6 年第 213 回国会提出、令和 7 年第 217 回国会提出、令和 8 年第 221 回国会提出）による。R 7 の適用件数及び全

	年度の新規雇用者数は過疎対策室独自調査により算出。1件当たりの新規雇用者数は「新規雇用者数/適用件数」により算出。（R8は、推計値を記入している。） ②従業員数に占める新規雇用者数の割合 <table><tr><th>年度</th><th>制度を活用した事業者の従業員数</th><th>制度を活用した事業者の新規雇用者数</th><th>従業員数に占める新規雇用者数の割合</th></tr><tr><td>R4</td><td>7,870人</td><td>202人</td><td>2.57%</td></tr><tr><td>R5</td><td>5,229人</td><td>270人</td><td>5.16%</td></tr><tr><td>R6</td><td>4,805人</td><td>120人</td><td>2.50%</td></tr><tr><td>R7</td><td>2,916人</td><td>108人</td><td>3.70%</td></tr></table> ※算出根拠：合計従業員数及び事業者数は過疎対策室独自調査により算出。（R8は来年度調査予定。）総従業員数に占める新規雇用者数の割合は「新規雇用者数/合計従業員数」により算出。 ③取得価額別活用件数（R4～R7） <table><tr><th rowspan="2">年度</th><th colspan="3">設備取得価額ごとの活用件数</th></tr><tr><th>500万円以上 1000万円未満</th><th>1000万円以上 2000万円未満</th><th>2000万円以上</th></tr><tr><td>R4</td><td>7</td><td>5</td><td>77</td></tr><tr><td>R5</td><td>9</td><td>9</td><td>109</td></tr><tr><td>R6</td><td>17</td><td>11</td><td>131</td></tr><tr><td>R7</td><td>15</td><td>14</td><td>153</td></tr></table> ※算出根拠：過疎対策室独自調査により算出 ④新規雇用者数（R4～R7） <table><tr><th rowspan="2">年度</th><th colspan="3">設備取得価額ごとの新規雇用者数</th></tr><tr><th>500万円以上 1000万円未満</th><th>1000万円以上 2000万円未満</th><th>2000万円以上</th></tr><tr><td>R4</td><td>4人</td><td>11人</td><td>187人</td></tr><tr><td>R5</td><td>6人</td><td>2人</td><td>262人</td></tr><tr><td>R6</td><td>4人</td><td>2人</td><td>114人</td></tr><tr><td>R7</td><td>0人</td><td>0人</td><td>108人</td></tr><tr><td>平均</td><td>3.5人</td><td>3.8人</td><td>167.8人</td></tr></table> ※算出根拠：過疎対策室独自調査により算出（適用1年目の事業者を抜粋。）	年度	制度を活用した事業者の従業員数	制度を活用した事業者の新規雇用者数	従業員数に占める新規雇用者数の割合	R4	7,870人	202人	2.57%	R5	5,229人	270人	5.16%	R6	4,805人	120人	2.50%	R7	2,916人	108人	3.70%	年度	設備取得価額ごとの活用件数			500万円以上 1000万円未満	1000万円以上 2000万円未満	2000万円以上	R4	7	5	77	R5	9	9	109	R6	17	11	131	R7	15	14	153	年度	設備取得価額ごとの新規雇用者数			500万円以上 1000万円未満	1000万円以上 2000万円未満	2000万円以上	R4	4人	11人	187人	R5	6人	2人	262人	R6	4人	2人	114人	R7	0人	0人	108人	平均	3.5人	3.8人	167.8人
年度	制度を活用した事業者の従業員数	制度を活用した事業者の新規雇用者数	従業員数に占める新規雇用者数の割合																																																																				
R4	7,870人	202人	2.57%																																																																				
R5	5,229人	270人	5.16%																																																																				
R6	4,805人	120人	2.50%																																																																				
R7	2,916人	108人	3.70%																																																																				
年度	設備取得価額ごとの活用件数																																																																						
	500万円以上 1000万円未満	1000万円以上 2000万円未満	2000万円以上																																																																				
R4	7	5	77																																																																				
R5	9	9	109																																																																				
R6	17	11	131																																																																				
R7	15	14	153																																																																				
年度	設備取得価額ごとの新規雇用者数																																																																						
	500万円以上 1000万円未満	1000万円以上 2000万円未満	2000万円以上																																																																				
R4	4人	11人	187人																																																																				
R5	6人	2人	262人																																																																				
R6	4人	2人	114人																																																																				
R7	0人	0人	108人																																																																				
平均	3.5人	3.8人	167.8人																																																																				
これまでの要望経緯	昭和45年創設 平成2年度：旅館業（ホテル営業、旅館業及び簡易宿所営業）の追加 平成12年度：過疎地域自立促進特別措置法施行適用期限の5年延長。対象事業にソフトウェア業を追加。 平成17年度：適用期限の2年延長 平成19年度：適用期限の2年延長																																																																						

	平成 21 年度：適用期限の 1 年延長 平成 22 年度：過疎地域自立促進特別措置法の延長 適用期限の 1 年延長。対象事業からソフトウェア業を除外し、情報通信技術利用事業を追加。 平成 23 年度：適用期限の 2 年延長 平成 25 年度：適用期限の 2 年延長 平成 27 年度：適用期限の 2 年延長 平成 29 年度：過疎地域自立促進特別措置法の改正 適用期限の 2 年延長。対象事業から情報通信技術利用事業を除外し、農林水産物等販売業を追加。 平成 31 年度：適用期限の 2 年延長 令和 3 年度：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行。適用期限の 3 年延長。対象事業に情報サービス業等を追加。割増償却に改組。 令和 6 年度：適用期限の 3 年延長
--	---

要望内容と自己点検の関係

措置名：特定地域における産業振興機械等の割増償却（過疎地域）

本特例措置に係る自己点検の結果、短期アウトカムである設備投資額は、令和３年度から令和４年度までの２か年累計で約 401.8 億円となり、目標値である 383 億円を上回って達成した。

また、中期アウトカムである過疎地域における廃業率についても、最新実績である令和６年度において 3.3%となり、目標値である 3.4%を下回るなど、本特例措置が過疎地域における設備投資の促進や事業者の事業継続・拡大に一定の効果を発揮していることが確認された。

長期アウトカムである「この制度がなければ雇用を増加させなかった」事業者による新規雇用者数については、点検書における対象期間が令和 12 年度までであり、現時点では評価期間の途中段階にあるものの、新規雇用者数は、令和４年度 57 人、令和５年度 96 人、令和６年度 43 人、令和７年度 9 人となっており、これまで一定の雇用創出効果が確認されている。他方で、過疎地域においては人口減少や生産年齢人口の縮小が継続しており、地域における雇用確保の重要性は依然として高い状況にある。また、近年の新規雇用者数の推移を見ると、年度による変動や減少傾向も見られることから、これまでに創出された雇用の維持に加え、更なる雇用機会の創出や減少幅の抑制を図る必要がある。

このように、本特例措置による設備投資の促進や事業継続への効果は確認されているものの、本措置の目的は設備投資そのものだけでなく、設備投資を通じた雇用機会の拡充や地域産業の維持・発展にある。そのため、今回の要望においては、自己点検結果を踏まえつつ、引き続き新規雇用者数を主要なアウトカム指標として位置付け、本特例措置による雇用創出効果の維持・拡大を目指すこととした。あわせて、全国的な人口減少や事業所数の減少傾向が続く中、本特例措置の周知・利用促進により適用事業者の裾野拡大を図り、過疎地域の事業所数や雇用の減少抑制に寄与していく。

令和 9 年度 税制改正 要望事項（新設・拡充・延長）

（総務省大臣官房企画課）

項 目 名	第 1 次国土強靱化実施中期計画等を踏まえた財源確保方策の検討		
税 目			
要 望 の 内 容	第 1 次国土強靱化実施中期計画において、「実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。」と記載されたことを踏まえて財源確保方策を関係府省庁（注）において検討する。 （注）関係府省庁は、内閣官房、内閣府、警察庁、こども家庭庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的		
	国土強靱化を推進するに当たり、安定的な財源を確保すること。		
	(2) 施策の必要性		
	気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や、切迫する南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの大規模地震から、国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組を切れ目なく推進する必要がある。 「第 1 次国土強靱化実施中期計画」（令和 7 年 6 月 6 日閣議決定）においては、令和 8 年度から令和 12 年度までの計画期間内に実施すべき施策（全 326 施策）を位置付けるとともに、そのうち推進が特に必要となる施策（全 114 施策）及びその事業規模（おおむね 20 兆円強程度）を定めている。 国土強靱化の取組を安定的に推進するためには、財源確保が重要であることから、財源確保方策を検討するものである。		
		平年度の減収見込額	－ 百万円
		（制度自体の減収額）	（ － 百万円）
		（改正増減収額）	（ － 百万円）

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	○「第1次国土強靱化実施中期計画」（令和7年6月6日閣議決定）（抄） 第5章 フォローアップと計画の見直し さらに、今後の実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。 ○「経済財政運営と改革の基本方針 2026」（令和8年7月21日閣議決定）（抄） 第2章 日本の成長力強化と安全・安心の確保 3. 国民の安全・安心の確保 （1）防災・減災・国土強靱化の推進 「国土強靱化基本計画」が示す基本的方針等を踏まえ、「国土強靱化実施中期計画」及び「国土強靱化年次計画 2026」⁹²に基づく施策を『「強く豊かな日本」投資枠』を活用して推進し、テクノロジーを駆使してハード・ソフト両面の対策を強化する。 92 令和8年7月3日国土強靱化推進本部決定。令和8年度与党税制改正大綱では、道路関連インフラ保全の重要性等にも留意しつつ、いわゆるガソリン暫定税率廃止の財源確保について令和9年度税制改正において結論を得るとされていることも踏まえる。
		政策の達成目標	
		租税特別措置の適用又は延長期間	
		同上の期間中の達成目標	
	有効性	政策目標の達成状況	
		要望の措置の適用見込み	
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	

		予算上の措置等の要求内容及び金額	
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
		要望の措置の妥当性	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績		
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果		
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）		
	前回要望時の達成目標		
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由		
これまでの要望経緯		R8新規要望	

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（総務省 情報流通行政局 情報通信作品振興課）

項 目 名	一元的なコンテンツ支援体制の整備に伴う税制上の所要の措置		
税 目			
要 望 の 内 容	○特例措置の対象 コンテンツ関連の予算配分の全体最適化や予算執行の一元化、官民の叡智の結集に向けて一気通貫の新たな支援体制を構築することに伴い、税制上の所要の措置を講ずる。		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的		
	コンテンツ産業は、2033 年に海外売上 20 兆円を目指す日本の基幹産業である。日本で創り、世界に届け、IP を多角的に展開することで利益を最大化し、クリエイターへの還元を図る。成果報酬率向上・資金調達環境整備等の構造改革と一体で、作品製作、人材確保・育成、流通網拡大、海賊版対策といった成長投資を、大規模・長期・戦略的に後押しする。		
	(2) 施策の必要性		
	2033 年の日本発コンテンツの海外売上 20 兆円目標を達成するため、構造改革と一体となった大規模・長期・戦略的な官民投資が必要である。 令和 8 年 6 月 12 日に知的財産戦略本部会合で決定された「知的財産推進計画 2026」及びコンテンツ分野の「官民投資ロードマップ」において、「予算配分の全体最適化や予算執行の一元化、官民の叡智の結集に向けて一気通貫の新たな支援体制を構築する。」と明記され、コンテンツ分野の新たな支援体制を構築することとなった。 このため、コンテンツ関連の予算配分の全体最適化や予算執行の一元化、官民の叡智の結集に向けて一気通貫の新たな支援体制を円滑に構築するため、税制上の措置を設けることを検討する。		
	平年度の減収見込額		－百万円
	(制度自体の減収額)	(	－百万円)
	(改正増減収額)	(	－百万円)

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅴ. 情報通信（ICT 政策） 2. 情報通信技術高度利活用の推進 政策 科学技術・イノベーション政策 【背景となる閣議決定等】 ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定） Ⅲ. 投資立国の実現 2. 新たな勝ち筋となる分野での研究開発・輸出の後押し （4）コンテンツ産業活性化戦略の実行 我が国の基幹産業であるコンテンツ産業について、日本発コンテンツの海外市場規模を 2033 年までに 20 兆円に拡大する目標の下、昨年策定した「コンテンツ産業活性化戦略」の分野ごとの戦略を具体化し、当該目標の確実な達成を図るため、分野別海外市場獲得の見通しについて、重点地域、市場展開方針等の取組を具体化しつつ、その明確化に取り組む。 ○知的財産推進計画 2026（令和 8 年 6 月 12 日 知的財産戦略本部決定） Ⅱ. 知財戦略の今後の方向性 2. 今後の方向性 2033 年までに海外市場規模を 20 兆円とする政府目標を達成するため、コンテンツ分野官民投資ロードマップの着実な推進を図ることが求められる。具体的には、人材、制作環境、海外展開・流通のそれぞれにおけるボトルネックを解消し、産業界が自律的・継続的な成長を実現するため、政府は大胆な政策パッケージにより大規模・長期・戦略的な官民投資を推進し、成長投資を拡大することが必要である。そのために、予算配分の全体最適化や予算執行の一元化、官民の叡智の結集に向けて一気通貫の新たな支援体制の構築、大規模作品製作支援、流通プラットフォームの拡大支援、海賊版対策等の海外展開・流通支援、次代を担うクリエイターへの複数年にわたる弾力的支援、グローバルビジネス人材育成の推進等の人材支援等を検討していく必要がある。 Ⅲ. 知財戦略の重点施策 4. 新たなクールジャパン戦略のフォローアップ （1）クールジャパン戦略の推進 （2）コンテンツ戦略の推進 （施策の方向性） 予算配分の全体最適化や予算執行の一元化、官民の叡智の結集に向けて一気通貫の新たな支援体制を構築する。（短期・中期）（内閣府（知財）、経済産業省、文化庁、総務省、外務省、公正取引委員会、厚生労働省） ○日本成長戦略（令和 8 年 7 月 21 日 閣議決定） Ⅱ. 17 の戦略分野における官民投資の促進 2. 62 の主要な製品・技術等の官民投資ロードマップの実行
-----------------------------	------------	--------------------------	---

			(17) コンテンツ コンテンツ産業は、2033 年に海外売上げ 20 兆円を目指す日本の基幹産業である。 日本で創り、世界に届け、IP360 度展開で利益を最大化し、クリエイターへの還元を図る。成果報酬率向上・資金調達環境整備等の構造改革と一体で、作品製作、人材確保・育成、流通網拡大、海賊版対策といった成長投資を、大規模・長期・戦略的に後押しする。このために官民連携して一気通貫の支援体制を構築する。
		政策の達成目標	コンテンツ関連の予算配分の全体最適化や予算執行の一元化、官民の叡智の結集に向けて一気通貫の新たな支援体制を構築し、日本発コンテンツの海外売上拡大を実現すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	期間の定めのない措置
		同上の期間中の達成目標	日本発コンテンツの海外売上拡大の実現。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	コンテンツ関連の予算配分の全体最適化や予算執行の一元化、官民の叡智の結集に向けて一気通貫の新たな支援体制について、税制上の措置を講ずることにより、限られた予算の中で円滑に施策を実行することが可能となる。 仮に税制上の措置を講じない場合、我が国のコンテンツ産業の国際競争力の強化及び海外市場の獲得に支障を及ぼしかねない。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税について、同様の要望を提出している。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	令和 9 年度予算要求

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	税制上の措置に加えて、国の予算措置を一体的に実施することにより、コンテンツ関連の予算配分の全体最適化や予算執行の一元化、官民の叡智の結集に向けて一貫通貫の新たな支援体制を構築することが可能となる。
		要望の措置の妥当性	コンテンツ分野の支援を一貫通貫で推進することにより、我が国のコンテンツ産業の国際競争力の強化及び海外市場の獲得を図る極めて公共性の高い支援体制の構築を検討することが妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—	
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
これまでの要望経緯		—	

令和 9 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 (新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長)

(総務省自治行政局公務員部福利課)

項 目 名		健康保険法等の改正に伴う税制上の所要の措置	
税 目		消費税	
要 望 の 内 容	令和 8 年 6 月に健康保険法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 31 号）が公布され、医療保険制度の持続可能性を確保する観点から、令和 9 年 3 月より O T C 医薬品と成分等が同じ医療用医薬品（いわゆる O T C 類似薬）約 1100 品目について、その薬剤費の 4 分の 1 を保険給付から外し、「特別の料金」として患者に負担いただく O T C 類似薬の一部保険外療養が施行される。 社会保険診療に係る消費税は現在非課税とされているところ、「特別の料金」についても非課税とする税制改正を要望する。		
	地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）（抄） （給付を受ける権利の保護） 第五十一条 この法律に基づく給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、退職年金若しくは公務遺族年金又は休業手当金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りでない。		
	（公課の禁止） 第五十二条 租税その他の公課は、組合の給付として支給を受ける金品を標準として、課することができない。ただし、退職年金及び公務遺族年金並びに休業手当金については、この限りでない。		
	平年度の減収見込額		－ 百万円
	（制度自体の減収額）		（ － 百万円）
	（改 正 増 減 収 額）		（ － 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る	(1) 政策目的 O T C 類似薬の一部保険外療養により医療保険制度の持続可能性を確保しつつ、本制度の実施により社会医療法人等をはじめとする医療機関、薬局の既存の税制上の取扱いに影響が生じないように税制上の措置を講じることで、社会医療法人等などによる地域医療提供体制の確保に繋げる。		
	(2) 施策の必要性 O T C 類似薬の一部保険外療養については、抗アレルギー薬や鎮痛消炎剤等など、これまで保険診療で日常的に使用され、7～9 割を保険給付し、残りの 1～3 割を一部負担金として患者が自己負担していた医療用医薬品について、医療保険制度の持続可能性を確保する観点から、適正な医療の提供を確保しつつ、公平かつ効率的な保険給付を行う必要性に鑑みその薬剤費の 4 分の 1 を保険給付の対象としないこととし、当該薬剤費の 4 分の 1 を「特別の料金」として患者に負担いただく仕組みである。 本制度の施行後においても、本制度の対象となる O T C 類似薬については、その医療上の必要性は引き続き認められ、保険診療において使用されるものであることから、O T C 類似薬を患者に処方等することによって患者が支払う「特別の料金」についても、これまで同様、消費税を非課税とする税制上の措置を講じる必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【総務省政策評価基本計画（令和5年総務省訓令第16号）】 第6章 第2節 2 事後評価の対象 イ 地方行財政 1 分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等
		政策の達成目標	持続可能な社会保障制度を構築することで地方公務員等の生活の安定と公務の能率的運営を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	所要の税制上の措置を伴う制度改革を講じることにより、持続可能な社会保障制度を構築し、地方公務員等の生活の安定と公務の能率的運営を図ることが可能となる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	所要の税制上の措置を伴う制度改革を講じることにより、持続可能な社会保障制度を構築し、地方公務員等の生活の安定と公務の能率的運営を図ることが可能となる。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—

令和 9 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 (新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長)

(総務省自治行政局公務員部福利課)

項 目 名	次期医療保険制度改革に伴う税制上の所要の措置		
税 目	所得税、法人税、相続税、贈与税、登録免許税、消費税、たばこ税、印紙税、国税徴収法、租税条約等実施特例法、国外送金等調書法		
要 望 の 内 容	社会保障審議会等において検討を行い、その検討結果を踏まえて税制上の 所要の措置を講じる。		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 年齢にかかわらず能力に応じて皆が支え合う全世代対応型社会保障の更なる 推進に向けて、「経済財政運営と改革の基本方針 2026」(令和 8 年 7 月 21 日閣 議決定)、「健康保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」(令和 8 年 4 月 24 日衆議院厚生労働委員会)等を踏まえ、所要の措置を講ずる。 地方公務員共済制度においても、全世代対応型社会保障の更なる推進に向け て、地方公務員等の生活の保障又は安定を図ることを目的とする。 (2) 施策の必要性 社会保障審議会等における検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講じる ことで、地方公務員等の生活の保障又は安定を図る必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【総務省政策評価基本計画（令和5年総務省訓令第16号）】 第6章 第2節 2 事後評価の対象 イ 地方行財政 1 分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等
		政策の達成目標	持続可能な社会保障制度を構築することにより、地方公務員等の生活の保障又は安定を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	社会保障審議会等における検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講じることにより、持続可能な社会保障制度を構築することが可能となる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		—	
		要望の措置の妥当性	社会保障審議会等における検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講じることにより、持続可能な社会保障制度を構築することが可能となり、地方公務員等の生活の保障又は安定を図る。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（総務省自治行政局公務員部福利課）

項 目 名	雇用保険制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置		
税 目	所得税法、国税徴収法		
要 望 の 内 容	雇用保険制度等に関しては、雇止めされた有期雇用労働者の所定給付日数を倒産・解雇並みにする等の雇用保険制度上の暫定措置が令和 8 年度末で終了することから、こうした暫定措置の取扱いについて検討が必要であるほか、日本成長戦略（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定）等において、労働力がより希少になる中での雇用保険制度における対応の在り方の検討や、雇用保険を受給できない非正規雇用労働者等に対するリ・スキリングの促進に向けた職業訓練受講への支援の方策の検討について盛り込まれたところ。 地方公務員における育児休業等給付は、全て非課税及び差し押さえ禁止となっているが、当該検討の結果、育児休業等給付について所要の改正を行う場合には、非課税及び差し押さえ禁止の措置を行うことを要望する。 また、前述の暫定措置を延長する場合には、現在とられている非課税及び差し押さえ禁止の措置を延長することを要望する。 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）（抄） （給付を受ける権利の保護） 第五十一条 この法律に基づく給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、退職年金若しくは公務遺族年金又は休業手当金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りでない。 （公課の禁止） 第五十二条 租税その他の公課は、組合の給付として支給を受ける金品を標準として、課することができない。ただし、退職年金及び公務遺族年金並びに休業手当金については、この限りでない。		
	平年度の減収見込額	—	百万円
	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）
	（改正増減収額）	（	— 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 育児休業等給付は地方公務員が子を養育するための休業をした場合に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために支給している。 また、日本成長戦略等において、労働力がより希少になる中での雇用保険制度における対応の在り方の検討等が盛り込まれた。 (2) 施策の必要性 育児休業等給付の給付水準については、その給付目的達成のため必要最低限に設定するものであり、これに対して課税した場合、 ・ 憲法第 25 条に国の社会的使命として明らかにされている、国民に対する最低生活保障の原則に矛盾する ・ 日本成長戦略等において掲げられている政策目的の達成に支障が生ずるおそれがある 等の理由から、非課税措置が不可欠である。		
	今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け
政策の達成目標			持続可能な社会保障制度を構築することにより、地方公務員等の生活の保障又は安定を図る。
租税特別措置の適用又は延長期間			—
同上の期間中の達成目標			—
政策目標の達成状況			—

	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		—	
		要望の措置の妥当性	育児休業等給付の給付水準については、その給付目的達成のための必要最小限度に設定しているため、 ・地方公務員の生活の安定 ・日本成長戦略等において掲げられた事項 等の政策目的を達成するために、給付が課税又は差し押さえられることなく地方公務員に支給されるようにするために税制措置の要望を行うものであり、妥当。
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—

	前回要望時から の達成度及び目標 に達していない場合の 理 由	—
これまでの 要 望 経 緯	令和6年度に非課税措置の維持・拡充の税制要望を行った。	

令和 9 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（総務省情報流通行政局沖縄情報通信振興室）

項 目 名	沖縄の情報通信産業振興地域・特別地区における課税の特例措置の延長等		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）の規定に基づく情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における課税の特例について、措置の内容を以下のとおり変更の上、適用期限（令和 9 年 3 月 31 日）を 3 年間延長し、令和 12 年 3 月 31 日までとする。 【拡充要望】 対象事業を見直した上で、情報通信産業振興地域を県内全域へ拡大 【延長する課税の特例】 （情報通信産業振興地域） ア 投資税額控除（法人税） ・ 対象地域内において情報通信業務用設備を新設又は増設した青色申告法人は、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額を法人税額から控除 (7) 建物及び建物附属設備等の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるもの 8 % (4) 機械・装置、特定の器具・備品の取得価額の合計額が 100 万円を超えるもの 15 % ・ 法人税額の 20%が上限額（繰越 4 年）、取得価額の上限額 20 億円 ・ 建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定 （情報通信産業特別地区） イ 所得控除（法人税）（※情報通信産業振興地域に係る投資税額控除との選択制度） ・ 情報通信産業特別地区内で営む特定情報通信事業から得られた法人所得について、40%に相当する金額を損金の額に算入（事業認定法人で、法人設立後 10 年間） 【関係条文】 ・ 沖縄振興特別措置法 第 31 条 ・ 租税特別措置法 第 42 条の 9、第 60 条 ・ 租税特別措置法施行令 第 27 条の 9、第 36 条 ・ 租税特別措置法施行規則 第 20 条の 4、第 21 条の 17 の 3 〈内閣府及び経済産業省と共同要望〉		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	▲38 百万円 (▲100 百万円) (－ 百万円)	

新設・必要とされる理由	(1) 政策目的 情報通信産業の更なる集積と設備投資を促しながら、情報通信産業の高度化を通じた売上向上を図り、最終的に一人当たり県民所得の向上を目指す。 (2) 施策の必要性 沖縄は地理的、歴史的、社会的な特殊事情に起因した不利性を抱え、一人当たり県民所得は全国最下位である。こうした沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み沖縄振興策が講じられているところ、情報通信産業は、本土との遠隔性やアジアとの近接性などの沖縄の特性を最大限に活かすことで、観光産業に次ぐリーディング産業として成長が期待される分野である。情報通信産業の更なる集積と設備投資を促しながら当該産業の売上高を増加させる必要がある。		
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【政策】 V. 情報通信（ICT 政策） 【施策】 2. 情報通信技術高度利活用の推進
		政策の達成目標	租税特別措置等により達成しようとする目標 本特例措置の活用により、情報通信関連作業の立地を促進するとともに、投資意欲を高めることで、情報通信産業の高度化を通じて当該産業の売上増加へとつなげる。 ○達成目標 ・ 情報通信産業の売上高 令和 11 年度：5,342 億円 ・ 本特例措置活用事業者の設備投資額 令和 11 年度：3 億円 ・ 情報通信産業の新規立地企業数 令和 11 年度：30 社 （算出方法） 令和 5 年度の一人当たり県民所得（231 万 5 千円）（実績）と令和 13 年度に一人当たり県民所得 291 万円という値を基に必要な年平均増加額（7.4 万円）から、令和 11 年度に必要な一人当たり県民所得 276 万 1 千円を推計。 令和 11 年度の一人当たり県民所得を達成するために必要な令和 11 年度の情報通信産業の売上高の目標を 5,342 億円と設定。 これを元に令和 11 年度の情報通信産業の売上高を達成するために必要な目標投資額を 3 億円と設定。 令和 13 年度の情報通信関連企業の集積を 300 社としており、そこから年平均の新規立地企業数を設定。 ○測定指標 ・ 情報通信産業の売上高 ・ 本特例措置活用事業者の設備投資額 ・ 情報通信産業の新規立地企業数

		○達成目標の変更理由 従前の達成目標は、本特例措置を活用した新規立地企業の数及び本特例措置を活用した企業の労働生産性上昇率を設定していた。 今回の要望では、令和４年度から新たに導入した県知事認定及び主務大臣確認制度並びに租税特別措置の自己点検を踏まえて更に具体的に本特例措置の効果測定を検証するため、政策目的として、一人当たり県民所得を設定したうえで、政策目的に対して本特例措置がどれだけ寄与しているのかを定量的に分析できるよう、達成目標を変更した。																		
	租税特別措置の適用又は延長期間	令和 12 年 3 月 31 日までの 3 年間																		
	同上の期間中の達成目標	○情報通信産業の売上高 <table border="1"> <tr> <th>令和 9 年度</th><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th></tr> <tr> <td>5,054 億円</td><td>5,198 億円</td><td>5,342 億円</td></tr> </table> ○本特例措置活用事業者の設備投資額 <table border="1"> <tr> <th>令和 9 年度</th><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th></tr> <tr> <td>3 億円</td><td>3 億円</td><td>3 億円</td></tr> </table> ○情報通信産業の新規立地企業数 <table border="1"> <tr> <th>令和 9 年度</th><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th></tr> <tr> <td>30 社</td><td>30 社</td><td>30 社</td></tr> </table>	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	5,054 億円	5,198 億円	5,342 億円	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	3 億円	3 億円	3 億円	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	30 社	30 社	30 社
令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度																		
5,054 億円	5,198 億円	5,342 億円																		
令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度																		
3 億円	3 億円	3 億円																		
令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度																		
30 社	30 社	30 社																		
	政策目標の達成状況	○過去の達成状況 ・情報通信産業の売上高 <table border="1"> <tr> <th>令和 4 年度</th><th>令和 5 年度</th><th>令和 6 年度</th></tr> <tr> <td>4,031 億円</td><td>4,464 億円</td><td>4,794 億円</td></tr> </table> ・本特例措置活用事業者の設備投資額 <table border="1"> <tr> <th>令和 4 年度</th><th>令和 5 年度</th><th>令和 6 年度</th></tr> <tr> <td>2 億円</td><td>39 億円</td><td>13 億円</td></tr> </table> ・情報通信産業の新規立地企業数 <table border="1"> <tr> <th>令和 4 年度</th><th>令和 5 年度</th><th>令和 6 年度</th></tr> <tr> <td>35 社</td><td>4 社</td><td>—</td></tr> </table> ※令和 6 年度についてはデータなし。	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	4,031 億円	4,464 億円	4,794 億円	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	2 億円	39 億円	13 億円	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	35 社	4 社	—
令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度																		
4,031 億円	4,464 億円	4,794 億円																		
令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度																		
2 億円	39 億円	13 億円																		
令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度																		
35 社	4 社	—																		

	有効性	要望の措置の適用見込み	今後、平年度で所得控除 4 件（22 百万円）、投資税額控除 14 件（463 百万円）の適用を見込む。			
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置を通じて、沖縄県内への情報通信関連企業の立地を促進するとともに、当該進出企業の事業活動や設備投資を後押しすることで、沖縄県内における情報通信産業の集積を促進しその高度化に寄与する。 なお、情報通信産業の売上高は令和 4 年度から令和 6 年度において 763 億円増加した。			
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	・ 事業所税の資産割の課税標準の特例 ・ 事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置			
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—			
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—			
		要望の措置の妥当性	事業者の投資判断は事業者ごとにそのタイミングが異なるところ、単年度ごとの申請時期が定まっている補助金では不十分であり、事業者へ効果的にインセンティブを与え、情報通信産業振興地域・特別地区への立地や設備投資を促す手段としては、各事業者が一定の裁量の元で施設や設備の投資等に関する経営判断を行うことができる当該措置が的確な手段である。 また、当該措置は、主務大臣による確認制度を導入し、付加価値等の所定の要件を充足する事業者に限り本特例措置の適用を認めている。あわせて、措置実施期間中は毎事業年度に実施状況報告書の提出を義務付けており、事業者が策定した措置実施計画の進捗及び達成状況の把握が可能である。これにより、当該措置には一定の規律が担保され、設備投資の効果が見込まれる事業者に対象が限定されている。したがって、当該措置は、適用対象及び内容のいずれの観点からも必要最小限のものと考えられる。 税制を活用した新規立地企業の適用実績が少ない理由として、新規立地企業が所得控除制度の適用を受けるための事業認定要件（情報通信産業特別地区において、専ら特定情報通信事業を営むこと等の要件を満たすものとして認定を受けた企業に限定されている。）が厳格となっており、これを満たすことができる企業が少ない等の理由により、認定企業が僅少な状況となっている。			

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	（過去 3 年間の適用実績）				
		（単位：件、百万円）				
		項目		令和5年度	令和6年度	令和7年度
		所得控除	適用件数	1	1	1
			減収額	1	2	2
投資税額控除	適用件数	6	5	6		
	減収額	330	119	234		

※令和 5 年度～6 年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）における実績、令和 7 年度は沖縄県調査に基づいて算出。

	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	(過去3年間の適用実績)				
		(単位：件、百万円)				
		項目		令和4年度	令和5年度	令和6年度
		所得控除	適用件数	1	1	1
			適用額	2	4	8
投資税額控除	適用件数	8	6	5		
	適用額	104	330	119		
		※根拠条文：42の9、60				
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	本特例措置の活用により、沖縄県内への情報通信関連企業の立地を促進するとともに、投資意欲を高めることで、情報通信産業の高度化を通じて当該産業の売上増加へとつなげる。 また、更なる情報通信関連企業の集積により、社会基盤としての情報通信技術の活用を通じて、観光など他の産業への波及効果、ひいては沖縄県の産業振興に寄与することが期待できる。 令和6年度の一人当たり県民所得は未確定であるものの、本特例措置活用事業者の設備投資額は、令和4年度から令和6年度までの合計54億円であり、その投資による効果として令和4年度以降の当該措置適用事業者の令和6年度の付加価値額増加分は約14億円であることから、令和6年度の一人当たり県民所得の向上に一定程度寄与していると考えられる。				
	前回要望時 の達成目標	・本制度を活用した新規立地企業の数 2社以上／年 ・本制度を活用した企業の労働生産性上昇率を平年間で1.2%以上向上				
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	前回要望時に設定した測定指標について、本特例措置を活用した新規立地企業数については目標を満たせなかった。 本特例措置を活用した企業の労働生産性上昇率は、令和5年度は未達であったが、令和6年度は達成していた。 新規立地企業数及び令和5年度の労働生産性上昇率について目標を満たせなかった理由としては、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、企業が沖縄県への立地に踏み切るまでに一定のタイムラグが生じたことが要因の一つと考えられる。				
これまでの 要 望 経 緯		平成10年 ・情報通信産業振興地域の創設 平成14年 ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区の創設 平成19年 ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区における認定法人の所得控除等の延長及び拡充（常時従業員数要件20名以上を10名以上へ緩和） 平成24年 ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区の対象地区にうるま地区（うるま市）を追加。 ・特定情報通信事業にバックアップセンター、セキュリティデータセンターを追加 等 平成26年 ・地域、地区指定及び事業認定に係る権限の県知事への移譲 ・事業認定に係る常時従業員数要件の緩和（10人→5人） ・特定情報通信事業に情報通信機器相互接続検証事業を追加 ・投資税額控除の下限取得価額の引き下げ （機械・装置、特定の器具・備品1,000万円超→100万円超） 平成29年 ・2年間延長 平成31年 ・2年間延長 令和3年度				

	・ 1年間延長 令和4年度 ・ 3年間延長 ・ 情報通信産業振興地域における対象事業から情報記録物製造業ほかを廃止 ・ 情報通信産業特別地区における対象事業として情報システム開発業ほかを追加し、インターネット・サービス・プロバイダ及びインターネット・エクスチェンジは廃止 ・ 課税の特例に係る県知事認定及び主務大臣の確認を導入 令和7年度 ・ 2年間延長（パッケージソフトウェア業を廃止）
--	---

要望内容と自己点検の関係

措置名：沖縄の情報通信産業振興地域・特別地区における課税の特例措置

○自己点検におけるアウトカム設定について

短期アウトカムに本特例措置活用事業者の設備投資額、中期アウトカムに情報通信産業の売上高、長期アウトカムに一人当たり県民所得を指標として設定した。

○短期・中期・長期アウトカムの達成状況

- 短期【令和4年度（1年間）】：未達成
- 中期【令和4～5年度（2年間）】：達成
- 長期【令和4～6年度（3年間）】：実績不明

○短期アウトカムを達成できなかった理由とこれを踏まえた対応

コロナの拡大によって県の経済全体が落ち込み、事業者が設備投資や沖縄県への立地に踏み切るまでに一定のタイムラグが生じており、また、令和4年度から主務大臣確認制度が開始されたところ、事業者の制度変化への対応が追い付いていないことや制度の周知広報の不足から、十分な設備投資が行われなかったものと考えられる。

そこで、今後は、制度の更なる周知広報を行った上で、主務大臣制度により取得できるデータも活用し、引き続き効果検証に努めることとする。

○中期アウトカムを達成した上で、措置を更に延長すべき理由

令和5年度時点の中期アウトカムの目標は達成したものの、令和13年度時点の一人当たり県民所得の目標（※）を達成するためには、引き続き、設備投資による情報通信産業の高付加価値化及び事業規模の拡大並びに新規立地企業の増加により、情報通信産業の売上高向上を図る必要があることから、本特例措置を引き続き継続する必要がある。

※291万円：新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（令和4年5月。沖縄県作成）における令和13年度の一人当たり県民所得の展望値。

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（総務省情報流通行政局参事官室）

項 目 名	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の拡充等		
税 目	所得税 租税特別措置法第 10 条の 5 の 3 租税特別措置法施行令第 5 条の 6 の 3 租税特別措置法施行規則第 5 条の 11 法人税 租税特別措置法第 42 条の 12 の 4、第 52 条の 2 租税特別措置法施行令第 27 条の 12 の 4、第 30 条 租税特別措置法施行規則第 20 条の 9		
要 望 の 内 容	幅広い成長志向型の企業の更なる創出に向けて、中小企業の「稼ぐ力」を高めるべく、企業の生産性向上投資を促す観点から、経営規模拡大設備の適用要件の柔軟化等、インセンティブの強化を行う。 各類型の活用実績や対象設備の政策効果等を踏まえ、メリハリをつけた見直しを行った上で、適用期限を 2 年間延長する。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）	精査中 （▲85,800 百万円） （ ▲4,000 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 中小企業者等の成長及び発展が日本経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業者等における生産性の高い設備や IT 化等への設備投資を促進することで、中小企業者等の経営力の向上を図る。 (2) 施策の必要性 人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や、中東情勢の緊迫化等による国際競争の激化等、中小企業を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、人材確保や事業の持続的発展が懸念されているところ。 中小企業の資本生産性については向上しつつあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になっている。金利のある経済等への対応の観点からも、中小企業全体に賃上げの波を広げ、生産性や経営力の向上を促していくことが最重要課題となっている。 このような状況下において、中小企業者等による積極的な設備投資・事業展開等を促し、成長志向型の中小企業の裾野を広げる新たなメカニズムの構築が必要となる。そのための成長投資ができる経営基盤を整えていく。		
今回の要望（租税特別措置）	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	V. 情報通信（ICT 政策） 2. 情報通信技術高度利活用の推進
		政策の達成目標	我が国の生産性は国際的に見ても極めて低い水準にある。今後、就業者の減少が見込まれる日本にとって、国際競争力維持のため、中小企業の生産性向上は喫緊の課題であることから、中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を促し、中小企業の経済活動の活性化を図る。 具体的には、近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の指標を満たすことを目標とする。 中小企業の労働生産性を 5 年間で 15% 向上させる。（中小企業庁 KPI）

		租税特別措置の適用又は延長期間	令和9年4月1日～令和11年3月31日（2年間）																																				
		同上の期間中の達成目標	中小企業の労働生産性を、令和9年度からの2年間で6%向上させる。 （中小企業庁 KPI）																																				
		政策目標の達成状況	税制適用者の労働生産性は、令和4年度及び令和5年度の2カ年平均で 6.6%向上している状況。なお、第44回中小企業政策審議会（令和8年3月27日）の資料によれば、中小企業者等全体における労働生産性は、令和2年度比4年間（令和6年度まで）で 12.7%向上しており、年平均約3%向上していることを踏まえ、令和8年度以降も上昇傾向が見込まれる。 他方で、中小企業者等の設備投資状況等は好転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になり、更なる後押しが必要な状況。また、金利のある経済等への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要となってきた。中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き措置が必要。 資本装備率の達成状況 （短期アウトカム） <table><tr><td>税制適用者 （2カ年平均）</td><td>目標値 （1年間）</td></tr><tr><td>23.0%</td><td>23.0%</td></tr></table> 労働生産性の達成状況 （中期・長期アウトカム） <table><tr><td>税制適用者 （2カ年平均）</td><td>中期アウトカム目標値 （R8年度～R10年度 （3年間））</td><td>長期アウトカム目標値 （R8年度～R12年度 （5年間））</td></tr><tr><td>4.8%</td><td>9.0%</td><td>15.0%</td></tr></table> 中小企業の労働生産性の推移 <table><tr><th>年度</th><th>労働生産性</th></tr><tr><td>2012年度</td><td>5.27</td></tr><tr><td>2013年度</td><td>5.33</td></tr><tr><td>2014年度</td><td>5.42</td></tr><tr><td>2015年度</td><td>5.56</td></tr><tr><td>2016年度</td><td>5.56</td></tr><tr><td>2017年度</td><td>5.62</td></tr><tr><td>2018年度</td><td>5.45</td></tr><tr><td>2019年度</td><td>5.34</td></tr><tr><td>2020年度</td><td>5.20</td></tr><tr><td>2021年度</td><td>5.27</td></tr><tr><td>2022年度</td><td>5.43</td></tr><tr><td>2023年度</td><td>5.55</td></tr><tr><td>2024年度</td><td>5.86</td></tr></table> （出典）財務省「法人企業統計」より作成。 ※中小企業＝資本金1億円未満として集計 ※付加価値÷期中平均従業員数	税制適用者 （2カ年平均）	目標値 （1年間）	23.0%	23.0%	税制適用者 （2カ年平均）	中期アウトカム目標値 （R8年度～R10年度 （3年間））	長期アウトカム目標値 （R8年度～R12年度 （5年間））	4.8%	9.0%	15.0%	年度	労働生産性	2012年度	5.27	2013年度	5.33	2014年度	5.42	2015年度	5.56	2016年度	5.56	2017年度	5.62	2018年度	5.45	2019年度	5.34	2020年度	5.20	2021年度	5.27	2022年度	5.43	2023年度	5.55
税制適用者 （2カ年平均）	目標値 （1年間）																																						
23.0%	23.0%																																						
税制適用者 （2カ年平均）	中期アウトカム目標値 （R8年度～R10年度 （3年間））	長期アウトカム目標値 （R8年度～R12年度 （5年間））																																					
4.8%	9.0%	15.0%																																					
年度	労働生産性																																						
2012年度	5.27																																						
2013年度	5.33																																						
2014年度	5.42																																						
2015年度	5.56																																						
2016年度	5.56																																						
2017年度	5.62																																						
2018年度	5.45																																						
2019年度	5.34																																						
2020年度	5.20																																						
2021年度	5.27																																						
2022年度	5.43																																						
2023年度	5.55																																						
2024年度	5.86																																						

	有効性	要望の措置の適用見込み	(適用期間内における適用件数見込み) 令和9年度 20,744 件 令和10年度 20,806 件 ※令和6年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、中小企業景況調査等より推計
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	現行制度は、税額控除と即時償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。また、特例を利用するためには、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受ける必要があり、当該計画の認定を受けるためには、国の指針に基づき経営力の向上を図るための設備投資を含む取組を行うことが必要。 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。 加えて、中小企業者等の投資を幅広く促進するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備等（機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア）を取得する場合（ファイナンス・リースも含む）に適用を可能とされている一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）を設定することなどにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して措置を行うべく、制度設計がなされているものである。 中小企業庁「中小企業実態基本調査」により、中小企業者等のうち、税制適用者を対象に資本生産性を分析したところ、令和7年度税制改正の直前期（令和6年度）と比較して、令和7年度から2年間で3.0%向上している。 また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上であり（中小企業庁アンケート調査より）、中東情勢の緊迫化等を受け、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押しすることが見込まれるため、本措置は、政策手段として有効であると言える。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制として、中小企業投資促進税制がある。 中小企業投資促進税制は、中小企業者等の幅広い設備投資を促進するため、計画認定を必要とせず、一定の規模以上の設備投資を対象としている。また、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を選択適用（税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ）できることとされている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額 上記の予算上の措置等と要望項目との関係	— —

		要望の措置 の 妥 当 性	本特例措置では、中小企業等経営強化法の認定を受けた中小企業者等の質の高い投資を幅広く促進するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備等（機械装置、器具備品、工具、建物附属設備、ソフトウェア）を取得する場合（リースも含む）に適用を可能とする一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）を設定することなどにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して措置を行うべく、制度設計がなされていることから、政策手段としての的確であると言える。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別 措 置 の 適用実績	【適用件数】 令和4年度：22,569 件 令和5年度：21,178 件 令和6年度：20,558 件 【減収額】 令和4年度：892 億円 令和5年度：857 億円 令和6年度：858 億円
		租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	租税特別措置法の条項：第42条の12の4、第68条の15の5 適用件数：特別償却 12,891 件 税額控除 7,667 件 適用額：特別償却 4,792 億円 税額控除 138 億円 ※令和6年度の適用状況
		租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	税制措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果の具体的な数値としては、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上とのアンケート結果がある。 また、租税特別措置・補助金見直しに関する関係閣僚等及び副大臣会議（令和8年4月10日）において示された「点検の視点」を踏まえ実施した効果検証において、本税制の政策効果等としては、「同程度の設備投資を実施した中小企業の、令和4年度及び令和5年度の2カ年平均での資本生産性の伸び率を算出し、税制適用者と非適用者を比較すると、税制適用者は1.8%向上していたのに対し、非適用者は0.7%に留まった。税制適用者の資本生産性は、非適用者よりも高くなっており、一定効果があった。」と評価している。 ※公表ページ 経済産業省ホームページ 令和9年度税制改正に向けた点検結果 https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_tenken/r9kaisei_tenken/sotokutenken_03.pdf さらには、令和5年度に総務省と政策所管府省と共同で過去実施した租税特別措置の効果検証によって、中小企業の設備投資に対する本税制の効果についての報告書が公表※されており、同報告書では、「経強または中促を適用した企業において、労働生産性および設備投資額売上高比率、一人当たり売上高が上昇している」とされ、「設備投資に対して本税制が正の因果効果を持つ可能性が示されており、経強や中促は設備投資を押し上げている可能性がある」と示している。 ※公表ページ 総務省ホームページ

		租税特別措置等の効果検証手法の検討について「租税特別措置等の効果検証手法の検討に関する報告書（個別）【概要】」 https://www.soumu.go.jp/main_content/000953973.pdf																																										
	前回要望時の達成目標	労働生産性を 2020 年度比で 5 % 向上																																										
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由		第 44 回中小企業政策審議会（令和 8 年 3 月 27 日）の資料によれば、中小企業者等全体における労働生産性は、令和 2 年度比 4 年間（令和 6 年度まで）で 12.7% 向上しており、年平均約 3 % 向上しており、前回要望時点の達成目標については、達成することが見込まれている。 今般新たに設定した中小企業庁 KPI として、中小企業の労働生産性を令和 8 年度から 5 年間で 15% 向上させることを目標に設定しているため、引き続き設備投資の更なる促進が必要となってくる。 <table border="1"> <caption>労働生産性（中小企業者等全体）の推移と増減率</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>労働生産性 (万円)</th> <th>増減率 (2020年度比、%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>12</td><td>520</td><td>+1.4%</td></tr> <tr><td>13</td><td>527</td><td>+2.6%</td></tr> <tr><td>14</td><td>543</td><td>+4.4%</td></tr> <tr><td>15</td><td>555</td><td>+7.0%</td></tr> <tr><td>16</td><td>555</td><td>+7.1%</td></tr> <tr><td>17</td><td>560</td><td>+8.1%</td></tr> <tr><td>18</td><td>555</td><td>+4.8%</td></tr> <tr><td>19</td><td>543</td><td>+2.8%</td></tr> <tr><td>20</td><td>520</td><td>+1.4%</td></tr> <tr><td>21</td><td>527</td><td>+1.4%</td></tr> <tr><td>22</td><td>543</td><td>+4.5%</td></tr> <tr><td>23</td><td>555</td><td>+6.8%</td></tr> <tr><td>24</td><td>586</td><td>+12.7%</td></tr> </tbody> </table> 目標 546万円 +5% 資料：財務省「法人企業統計」を基に作成。	年度	労働生産性 (万円)	増減率 (2020年度比、%)	12	520	+1.4%	13	527	+2.6%	14	543	+4.4%	15	555	+7.0%	16	555	+7.1%	17	560	+8.1%	18	555	+4.8%	19	543	+2.8%	20	520	+1.4%	21	527	+1.4%	22	543	+4.5%	23	555	+6.8%	24	586	+12.7%
年度	労働生産性 (万円)	増減率 (2020年度比、%)																																										
12	520	+1.4%																																										
13	527	+2.6%																																										
14	543	+4.4%																																										
15	555	+7.0%																																										
16	555	+7.1%																																										
17	560	+8.1%																																										
18	555	+4.8%																																										
19	543	+2.8%																																										
20	520	+1.4%																																										
21	527	+1.4%																																										
22	543	+4.5%																																										
23	555	+6.8%																																										
24	586	+12.7%																																										

これまでの 要望経緯	平成 26 年度	中小企業投資促進税制の上乗せ措置を創設 (平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長)
	平成 29 年度	中小企業投資促進税制の上乗せ措置部分を 改組し、中小企業経営強化税制として新設 (適用期間は平成 31 年 3 月末まで)
	令和元年度	特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び 適正化を行った上で延長 (適用期間は令和 3 年 3 月末まで)
	令和 2 年度	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 特定経営力向上設備等の対象にテレワーク等の ために行う設備投資を追加
	令和 3 年度	修正 ROA 等が一定割合以上向上するための 設備投資の追加等を行った上で、延長 (適用期間は令和 5 年 3 月末まで)
	令和 5 年度	2 年間の延長 (令和 7 年 3 月末までの適用期間の延 長)、対象資産からコインランドリー業又は暗号 資産マイニング業 (主要な事業であるものを除 く) の用に供する機械装置でその管理のおおむね 全部を他の者に委託するものを除外
	令和 7 年度	2 年間の延長 (令和 9 年 3 月末までの適用期限の延 長)、100 億企業を目指す中小企業に対する拡充措 置の創設、C 類型の廃止

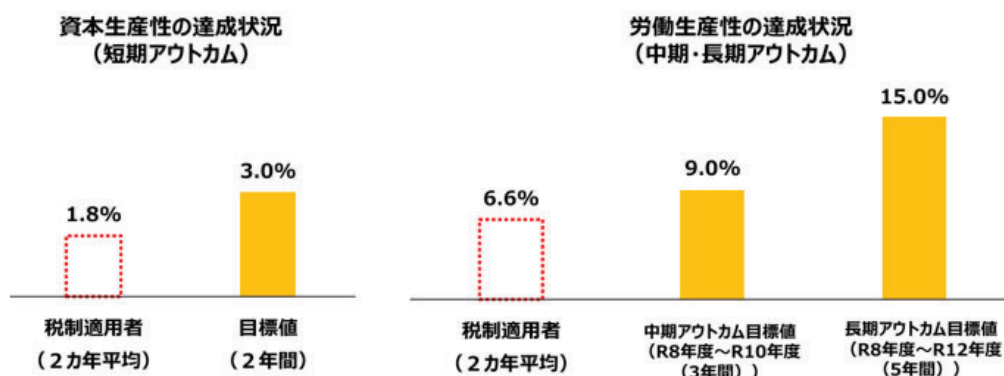
要望内容と自己点検の関係

措置名：中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の拡充等

○自己点検の結果、中小企業経営強化税制の短期アウトカムである「資本生産性」については、令和7年度から2年間での目標値3.0%に対し、令和4年度及び令和5年度の2か年平均での実績は1.8%向上と未達であったものの、税制適用者の資本生産性向上率は非適用者（0.7%向上）を大きく上回っており、本税制による設備投資促進を通じた生産性向上効果が確認された。

また、中期・長期アウトカムである労働生産性についても、税制適用者では、令和4年度及び令和5年度の2か年平均で6.6%向上しており、中小企業全体の生産性向上に一定の寄与をしていることが認められた一方、政府目標である令和8年度から「3年間で9%向上」、「5年間で15%向上」の達成に向けては、依然として生産性向上を後押しする取組が必要な状況である。

このため、今回の要望では、単純な延長ではなく、限られた政策資源をより効果の高い設備投資へ重点化する観点から制度の見直しを行い、生産性向上効果が高い設備への後押しを維持・強化することとしている。自己点検において確認された「税制適用者の方が非適用者よりも高い生産性向上を実現している」という政策効果を踏まえつつ、政府全体の生産性向上目標の達成に向けて制度の実効性を一層高める内容として要望に反映した。



(出所) 中小企業庁「中小企業実態基本調査」より作成。

※1 資本生産性＝付加価値額／有形固定資産

※2 付加価値額＝営業利益＋人件費＋支払利息等＋賃借費＋租税公課

※3 労働生産性＝付加価値額／従業員数

※4 資本生産性の向上率は、令和5年度に中小企業経営強化税制を適用した者の資本生産性の総数について前年度からの向上率を算出し、同様に令和4年度の向上率を算出して、その2か年平均としている。(令和5年度：N=217、令和4年度：N=256)

※5 労働生産性の向上率は※4の資本生産性の向上率と同様の方法で算出している。(令和5年度：N=216、令和4年度：N=255)

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（総務省情報流通行政局参事官室）

項 目 名	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長等		
税 目	所得税 租税特別措置法第 10 条の 3 租税特別措置法施行令第 5 条の 5 租税特別措置法施行規則第 5 条の 8 法人税 租税特別措置法第 42 条の 6、第 52 条の 2 租税特別措置法施行令第 27 条の 6、第 30 条 租税特別措置法施行規則第 20 条の 3		
要 望 の 内 容	政策効果を高める観点から見直しを行った上で延長する。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）	精査中 （▲57,600 百万円） （ 一百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 中小企業者等は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重要な役割を担っている。成長の底上げに向けて中小企業者等の設備投資を促進する。 (2) 施策の必要性 人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や、中東情勢の緊迫化等による国際競争の激化等、中小企業を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、人材確保や事業の持続的発展が懸念されているところ。 中小企業の資本装備率及び資本生産性については、足元で上昇傾向が見られるものの、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になっている。金利のある経済等への対応の観点からも、中小企業全体に賃上げの波を広げ、生産性や経営力の向上を促していくことが最重要課題となっている。 このため、こうした上昇傾向を維持するだけでなく、更なる成長につなげていくためにも、特別償却等の税制上の強力な措置を行い、中小企業者等の設備投資を通じた生産性の向上を図ることが不可欠。		
今回の要望（租税特別措置）に関連する事	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅴ. 情報通信（ICT 政策） 2. 情報通信技術高度利活用の推進
		政策の達成目標	中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を促し、中小企業の経済活動の活性化を図る。 具体的には、近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の指標を満たすことを目標とする。 中小企業の労働生産性を、令和8年度から5年間で15%向上させる。（中小企業庁 KPI）
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和9年度4月1日～令和11年3月31日（2年間）
		同上の期間中の達成目標	中小企業の労働生産性を、令和9年度からの2年間で6%向上させる。（中小企業 KPI を2年換算した数値）
		政策目標の達成状況	税制適用者の労働生産性は、令和4年度及び令和5年度の2力年平均で6.6%向上している状況。なお、第44回中小企業政策審議会（令和8年3月27日）の資料によれば、中小企業者等全体における労働生産性は、令和2年度比4年間（令和6年度まで）で12.7%向上しており、年平均約3%向上していることを踏まえ、令和8年度以降も上昇傾向が見込まれる。

		他方で、中小企業者等の設備投資状況等は、回復期で好転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になり、更なる後押しが必要な状況。また、金利のある経済や中東情勢の緊迫化等への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要となっている。中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促し、中小企業の労働生産性を向上させ、中小企業の稼ぐ力を強化し、労働生産性を令和8年度から5年間で15%向上させるためにも、引き続き措置が必要。																												
		資本装備率の達成状況 (短期アウトカム) 23.0% 税制適用者 (2カ年平均) 23.0% 目標値 (1年間) 労働生産性の達成状況 (中期・長期アウトカム) 4.8% 税制適用者 (2カ年平均) 9.0% 中期アウトカム目標値 (R8年度～R10年度 (3年間)) 15.0% 長期アウトカム目標値 (R8年度～R12年度 (5年間)) 中小企業の労働生産性の推移 <table><thead><tr><th>年度</th><th>労働生産性</th></tr></thead><tbody><tr><td>2012年度</td><td>5.27</td></tr><tr><td>2013年度</td><td>5.33</td></tr><tr><td>2014年度</td><td>5.42</td></tr><tr><td>2015年度</td><td>5.56</td></tr><tr><td>2016年度</td><td>5.56</td></tr><tr><td>2017年度</td><td>5.62</td></tr><tr><td>2018年度</td><td>5.45</td></tr><tr><td>2019年度</td><td>5.34</td></tr><tr><td>2020年度</td><td>5.20</td></tr><tr><td>2021年度</td><td>5.27</td></tr><tr><td>2022年度</td><td>5.43</td></tr><tr><td>2023年度</td><td>5.55</td></tr><tr><td>2024年度</td><td>5.86</td></tr></tbody></table> (出典) 財務省「法人企業統計」より作成。 ※中小企業＝資本金1億円未満として集計 ※付加価値÷期中平均従業員数	年度	労働生産性	2012年度	5.27	2013年度	5.33	2014年度	5.42	2015年度	5.56	2016年度	5.56	2017年度	5.62	2018年度	5.45	2019年度	5.34	2020年度	5.20	2021年度	5.27	2022年度	5.43	2023年度	5.55	2024年度	5.86
年度	労働生産性																													
2012年度	5.27																													
2013年度	5.33																													
2014年度	5.42																													
2015年度	5.56																													
2016年度	5.56																													
2017年度	5.62																													
2018年度	5.45																													
2019年度	5.34																													
2020年度	5.20																													
2021年度	5.27																													
2022年度	5.43																													
2023年度	5.55																													
2024年度	5.86																													
有効性	要望の措置の適用見込み	適用期間内における適用件数見込み 令和9年度 54,970件 令和10年度 55,135件 ※令和6年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、中小企業景況調査等より推計																												
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	現行制度は、税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担軽減による資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって投資へのインセンティブとなる。 加えて、本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く促進するため、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウェア、普																												

			通貨物自動車、内航船舶を取得する場合（内航船舶以外はファイナンス・リースも含む）に適用が可能とされている一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて措置を行うべく、制度設計がなされているものである。 中小企業庁「中小企業実態基本調査」により、中小企業者等のうち、税制適用者を対象に資本装備率を分析したところ、令和7年度税制改正の直前期（令和6年度）と比較して、税制適用を受けた令和7年度、令和8年度のいずれかの年度単年で51.0%向上している。 また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上であり（中小企業庁アンケート調査より）、中東情勢の緊迫化等を受け、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押しすることが見込まれるため、本措置は、政策手段として有効であると言える。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制としては、中小企業経営強化税制がある。 中小企業経営強化税制は、中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備等を導入した場合に、より効果の高い税制措置（即時償却又は取得価格の10%の税額控除（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%））を利用できる税制となっている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く促進するため、機械装置、検査工具・測定工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合（内航船舶以外はファイナンス・リースも含む）に適用を可能とする一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に限定して措置を行うべく、制度設計がなされていることから、政策手段としての的確であると言える。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	【適用件数】 令和4年度：50,593件 令和5年度：52,033件 令和6年度：54,478件 【減収額】 令和4年度：463億円 令和5年度：515億円 令和6年度：566億円
		租特透明化法に基づく	租税特別措置法の条項：第42条の6、第68条の11 適用件数：特別償却 20,696件

	適用実態 調査結果	税額控除 33,782 件 適用額 : 特別償却 1,987 億円 税額控除 239 億円 ※令和6年度の適用状況
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	税制措置による設備投資の押し上げ(下支え)効果の具体的な数値としては、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上とのアンケート結果がある。 また、租税特別措置・補助金見直しに関する関係閣僚等及び副大臣会議(令和8年4月10日)において示された「点検の視点」を踏まえ実施した効果検証において、同程度の設備投資を実施した企業群を比較すると、税制適用企業の資本装備率向上率は23.0%であり、非適用企業の10.1%を大きく上回っており、本措置が設備投資を後押しする直接的な効果が確認されている。さらに、税制適用企業の労働生産性は2カ年平均で4.8%向上しており、生産性向上にも一定の成果が認められ、本措置が資本装備率及び労働生産性の向上に寄与することが確認されている。 ※公表ページ 経済産業省ホームページ 令和9年度税制改正に向けた点検結果 https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_tenken/r9kaisei_tenken/sotokutenken_03.pdf さらには、令和5年度に総務省と政策所管府省と共同で過去実施した租税特別措置の効果検証によって、中小企業の設備投資に対する本税制の効果についての報告書が公表※されており、同報告書では、「経強または中促を適用した企業において、労働生産性および設備投資額売上高比率、一人当たり売上高が上昇している」とされ、「設備投資に対して本税制が正の因果効果を持つ可能性が示されており、経強や中促は設備投資を押し上げている可能性がある」と示している。 ※公表ページ 総務省ホームページ 租税特別措置等の効果検証手法の検討について「租税特別措置等の効果検証手法の検討に関する報告書(個別)【概要】」 https://www.soumu.go.jp/main_content/000953973.pdf
	前回要望時の達成目標	①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準を維持する。 ③生産・営業用設備DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DIが±5ポイント程度水準を維持する。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	① 設備投資対キャッシュフロー比率：約50%（精査中） ② 設備投資実施企業割合の向上：約35% ③ 生産・営業用設備DI：▲5ポイント程度 ②設備投資実施企業割合及び③生産・営業用設備DIは好転の兆しもあり、前回要望時の目標を達成しているが、人手不足や、中東情勢の緊迫化等を受けた物価高・価格転嫁が重荷になり、①設備投資対キャッシュフロー比率については、未だ、持ち直している状況とは言えない。また、金利のある経済等の対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重

		要となってきた。中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き措置が必要。
これまでの 要望経緯	平成 10 年度 「総合経済対策」（平成 10 年 4 月）に伴う措置として創設 平成 11 年度 1 年間の延長及び対象設備等の拡充（普通貨物自動車：車両総重量 8 トン以上→3.5 トン以上） 平成 12 年度 1 年間の延長（平成 13 年 5 月末までの適用期間の延長） 平成 13 年度 10 ヶ月の延長（平成 14 年 3 月末までの適用期間の延長） 平成 14 年度 2 年間の延長（平成 16 年 3 月末までの適用期間の延長）、対象設備（機械・装置）の取得価額の引き下げ 平成 16 年度 2 年間の延長（平成 18 年 3 月末までの適用期間の延長）、対象設備（器具・備品）の取得価額の引き上げ 平成 18 年度 2 年間の延長（平成 20 年 3 月末までの適用期間の延長）、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し（デジタル複合機の追加） 平成 20 年度 2 年間の延長（平成 22 年 3 月末までの適用期間の延長） 平成 22 年度 2 年間の延長（平成 24 年 3 月末までの適用期間の延長） 平成 24 年度 2 年間の延長（平成 26 年 3 月末までの適用期間の延長）、器具・備品及び工具の見直し（試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加） 平成 26 年度 3 年間の延長（平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長、上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡充） 平成 29 年度 上乗せ措置部分を改組・新設の上、2 年間の延長（平成 31 年 3 月末までの適用期間の延長） 令和元年度 2 年間の延長 （令和 3 年 3 月末までの適用期間の延長） 令和 3 年度 2 年間の延長（令和 5 年 3 月末までの適用期間の延長）、対象法人に商店街振興組合を追加、指定事業に不動産業等を追加、対象資産から匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものを除外。 令和 5 年度 2 年間の延長（令和 7 年 3 月末までの適用期間の延長）、対象資産からコインランドリー業（主要な事業であるものを除く）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外、対象資産のうち総トン数 500 トン以上の内航船舶にあっては、環境への負荷の低減に資する装置（機器及び構造を含む。）の設置状況等を国土交通大臣に届け出た船舶に限定。 令和 7 年度 2 年間の延長	

要望内容と自己点検の関係

措置名：中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長等

○自己点検の結果、短期アウトカムについては、今般新たに設定した目標値（令和7年度または令和8年度のいずれかの1年間で資本装備率23.0%向上）を策定しており、税制適用者の2カ年平均（令和4年度及び令和5年度）で単年23.0%向上している状況。税制非適用者（10.1%向上）を上回っていることから、本措置により、中小企業の設備投資を促進し、生産性向上に資する設備導入を後押しする効果が見込まれる。

一方で、中期・長期アウトカムである労働生産性については、令和8年度以降を目標値として策定しており、引き続き効果検証を実施する必要がある。（中期アウトカムとして、令和8年度から3年間で労働生産性9.0%向上を策定。長期アウトカムとして、令和8年度から5年間で労働生産性15.0%向上を策定。）

なお、税制適用者の労働生産性は、令和4年度及び令和5年度の2カ年平均で4.8%向上している状況であり、第44回中小企業政策審議会（令和8年3月27日）の資料によれば、中小企業者等全体における労働生産性は、令和2年度比4年間（令和6年度まで）で12.7%向上しており、年平均約3%向上していることを踏まえ、令和8年度以降も上昇傾向が見込まれる。

こうした自己点検結果を踏まえ、中小企業のさらなる設備投資の促進や財務基盤を支えるための中小企業投資促進税制について、政策効果を高める観点から見直しを行った上で延長する。

項 目 名	技術研究組合の所得の計算の特例の延長		
税 目	法人税 租税特別措置法第 66 条の 10 租税特別措置法施行令第 39 条の 21		
要 望 の 内 容	適用期限を令和 12 年 3 月 31 日まで 3 年間延長する。		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 試験研究を協同して行う技術研究組合について、円滑な研究開発事業を実施するための環境整備を通じて、共同研究及び研究開発投資の促進を図る。 (2) 施策の必要性 革新的な新製品・新サービスを生み出し続けるためには、自社内の既存技術を改善するだけでなく、外部の新鮮な知恵を積極的に取り入れて、新しい技術を生み出していくことが必要不可欠である。 また、科学からビジネスに至るまでのスピードが加速化している「科学とビジネスの近接化」の時代においては、ディープテックを始めとして基礎科学とビジネスの結びつきが強まる中、企業が大学・国研等の知見を活用することが重要であり、産学連携を効果的に進めていくことが必要である。 科学とビジネスの好循環を官民挙げて作り出せるかどうか「強い経済」を実現する上で重要であり、このため、試験研究を共同して行う技術研究組合における円滑な研究開発のための環境整備を措置することで、企業間や大学・国研等を含む共同研究及び研究開発投資の促進を図る。	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (▲0 百万円) (— 百万円)

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	令和9年度概算要求における政策体系図 【基本計画】 V. 情報通信（ICT政策） 1. 情報通信技術の研究開発・標準化の推進 3. イノベーション政策の推進並びに産業標準の整備及び普及 ■第7期科学技術・イノベーション基本計画（令和8年3月27日閣議決定） 第7章 推進体制・ガバナンスの改革 1. 官民の研究開発投資の確保等 このため、2026年度から2030年度までの間、科学技術関係予算に加え、今後策定する成長戦略に基づく施策、大学ファンドの運用益による助成、財政投融资や研究開発税制等により、政府研究開発投資の総額は60兆円、官民合わせた研究開発投資の総額は180兆円を目標とする。															
		政策の達成目標	企業間及び産学の共同研究を活発化すること。 （企業の社外支出研究費※の額：年率11.5%増加（令和9年度～11年度）） ※企業の自己負担研究費のうち社外支出研究費（海外への支出を除く）（以下、同じ）															
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和9年4月1日～令和12年3月31日（3年間）															
		同上の期間中の達成目標	企業間及び産学の共同研究を活発化すること。 （企業の社外支出研究費の額：年率11.5%増加（令和9年度～11年度））															
	政策目標の達成状況	企業の社外支出研究費は、令和6年度は対前年度比で10.5%増の1.4兆円となっており、目標達成には至っていないものの、増加傾向がみられる。 <table><tr><td>区分</td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td></tr><tr><td>社外支出研究費（億円）</td><td>12,048</td><td>12,330</td><td>14,427</td><td>13,028</td><td>14,399</td></tr></table> ※出典：2025年（令和7年）科学技術研究調査（総務省）より、企業の自己負担研究費のうち社外支出研究費（海外への支出を除く）。						区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	社外支出研究費（億円）	12,048	12,330	14,427	13,028
区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度													
社外支出研究費（億円）	12,048	12,330	14,427	13,028	14,399													
有効性	要望の措置の適用見込み	<table><tr><td>区分</td><td>令和9年度</td><td>令和10年度</td><td>令和11年度</td></tr><tr><td>適用件数（組合数）</td><td>7</td><td>6</td><td>6</td></tr></table> ※令和8年4月1日時点において存続している全技術研究組合の適用件数（経産省調査）に基づき記載。				区分	令和9年度	令和10年度	令和11年度	適用件数（組合数）	7	6	6					
区分	令和9年度	令和10年度	令和11年度															
適用件数（組合数）	7	6	6															

		要望の措置の 効果見込み (手段としての有効性)	技術研究組合の事業費は賦課金として組合員が負担しているが、研究開発プロジェクトの開始時など試験研究用資産の導入が必要となり、多額の投資等を行うケースが多い。その際に、賦課金（益金）の額が減価償却の額（損金）を大幅に上回ることで、この差分に係る税負担が発生すると、研究開発の原資が減少し、円滑な事業遂行に支障が生じかねない。 このため、事業実施にあたって必要となる試験研究用資産の取得の際の税制上の措置（圧縮記帳制度）を講じ、技術研究組合の当該資産の取得を後押しすることにより、共同研究及び研究開発投資の促進につながると見込まれる。
	相 当 性	当該要望項目 以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の 要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等 と要望項目との関係	—
		要望の措置の 妥当性	科学からビジネスに至るまでのスピードが加速化している「科学とビジネスの近接化」の時代においては、ディープテックを始めとして基礎科学とビジネスの結びつきが強まる中、企業が大学・国研等の知見を活用することが重要であり、産学連携を効果的に進めていくことが必要となっている。 科学とビジネスの好循環を官民挙げて作り出せるかどうか「強い経済」を実現する上で重要であり、このため、試験研究を協同して行う技術研究組合における円滑な研究開発のための環境整備を措置することで、企業間や大学・国研等を含む共同研究及び研究開発投資の促進を図る本特例措置を講じることは妥当である。 この点、民間企業が技術研究組合を通じて共同研究開発を実施する際、技術研究組合は試験研究用資産への計画的な投資が求められる。本税制は、技術研究組合が研究開発を行うに当たり、法令上明確にされている客観的な要件を満たせばすべからず適用可能であるため、毎年度予算の範囲内で審査が必要な補助金等と比べ、税制措置の方が予見可能性が高く効果的である。 なお、技術研究組合と同様の非出資制の協同組合は法人税法本則上（法人税法第 46 条）で圧縮記帳が認められているが、技術研究組合は本税制により圧縮記帳が認められていることによりイコールフットイングとなっている。

租税特別措置の適用実績

区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度 (推計)	令和 8 年度 (見込み)
適用 件数	13 (15)	10 (9)	5	14	10
適用額 (百万円)	1,009 (985)	1,559 (1,129)	687	249	291
減収額 (百万円)	30 (77)	81 (89)	26	43	50

※令和 4～6 年度は、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載、算出。

※令和 7、8 年度については、令和 8 年 4 月 1 日時点で存続している全技術研究組合の適用件数、適用額（経産省調査）に基づき記載。

（減収額算定式について）

適用額 × 法人税率（23.2%） × 係数

・ 係数：令和 4～6 年度は、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」の「業種別・所得階級別適用件数及び適用額」より算出。

（各年度の「利益法人の適用額」 / 「適用額合計」）

・ 令和 7、8 年度は、令和 4～6 年度の係数の平均を基に算出。

租特透明化法に基づく適用実態調査結果

① 租税特別措置法の条項 第 66 条の 10

② 適用件数 : 5 件

③ 適用額 : 687 百万円

※ 令和 6 年度の適用状況

租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）

令和 8 年度に実施した経産省調査によれば、本特例措置がない場合、「税負担が増え、その分試験研究費を減額せざるを得なくなり、研究活動を縮小せざるを得ない」、「機械装置のスペックを下げてコストダウンを図ると考えられるが、研究開発が遅れる可能性があり、研究開発計画の後ろ倒しや中止も懸念される」、「研究事業への十分な投資ができなくなり、試験研究の目標達成に支障がでてくる」等の回答があった。

また、本特例措置の有無による事業費の差分を直接的効果として把握（※）したところ、技術研究組合の令和 7 年度における事業費は、51,286 百万円となっている。その一方で、本特例措置がない場合の推定事業費は、49,034 百万円となっており、本特例措置により、技術研究組合の事業費を 23 億円（4.4%）増加させたと推計できる。

これらの回答を踏まえると、本特例措置は試験研究用資産の導入など研究開発投資を安定的に行う予見可能性を高め、技術研究組合が円滑な研究開発事業を実施するための環境設備を通じて、共同研究の促進に貢献していると認められる。

※令和 8 年 4 月 1 日時点で存続している全技術研究組合を対象に実施した経産省調査

※2 令和 8 年 4 月時点で存在している組合数

	前回要望時の達成目標	技術研究組合の新設により技術研究組合の事業費を増加させること。																		
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和 6、7 年度は、技術研究組合の設立及び事業費の増加を達成している。 令和 8 年度についても、事業費は増加する見込みであり、技術研究組合の設立についても数件相談を受けている。 <table><tr><th>区分</th><th>令和 4 年度</th><th>令和 5 年度</th><th>令和 6 年度</th><th>令和 7 年度</th><th>令和 8 年度 (見込み)</th></tr><tr><td>事業費 (百万円)</td><td>37, 713</td><td>29, 817</td><td>37, 914</td><td>51, 286</td><td>58, 126</td></tr><tr><td>設立組合数</td><td>6</td><td>6</td><td>2</td><td>3</td><td>(0)</td></tr></table> ※事業費は、各年度における次年度の 4 月 1 日時点において存続している全技術研究組合を対象に実施した経産省調査に基づき記載（なお、各年度の 3 月 31 日以前に解散した技術研究組合については、技術研究組合法の規定に基づき提出された事業報告書等を踏まえ記載）。 ※令和 8 年度の設立組合数は令和 8 年 8 月末現在の実績。	区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度 (見込み)	事業費 (百万円)	37, 713	29, 817	37, 914	51, 286	58, 126	設立組合数	6	6	2	3	(0)
区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度 (見込み)															
事業費 (百万円)	37, 713	29, 817	37, 914	51, 286	58, 126															
設立組合数	6	6	2	3	(0)															
これまでの要望経緯	昭和 36 年度 創設 昭和 55 年度 適用期限設定（5 年間） 昭和 60 年度 適用期限延長（2 年間） 昭和 62 年度 適用期限延長（2 年間） 平成元年度 適用期限延長（2 年間） 平成 3 年度 適用期限延長（2 年間） 平成 5 年度 適用期限延長（2 年間） 平成 7 年度 適用期限延長（2 年間） 平成 9 年度 適用期限延長（2 年間） 平成 11 年度 適用期限延長（2 年間） 平成 13 年度 適用期限延長（2 年間） 平成 15 年度 適用期限延長（2 年間） 平成 17 年度 適用期限延長（2 年間） 平成 19 年度 適用期限延長（2 年間） 平成 21 年度 適用期限延長（2 年間） 〔平成 21 年 6 月、鉱工業技術研究組合法から技術研究組合法へ改正〕 平成 23 年度 適用期限延長（2 年間） 試験研究用資産の範囲から土地並びに建物及びその附属設備を除外 平成 25 年度 適用期限延長（2 年間） 平成 27 年度 適用期限延長（3 年間） 試験研究用資産の範囲から土地の上に存する権利を除外 平成 30 年度 適用期限延長（3 年間） 令和 3 年度 適用期限延長（3 年間） 試験研究用資産の範囲から鉱業権を除外 令和 6 年度 適用期限延長（3 年間） 試験研究用資産の範囲から電気ガス供給施設利用権を除外 試験研究用資産について、新たな知見を得るため又は利用可能な知見の新たな応用を考案するために行う試験研究の用に直接供する固定資産に限定																			

要望内容と自己点検の関係

措置名：技術研究組合の所得の計算の特例

- 本特例措置に係る自己点検においては、短期アウトカム（技術研究組合の事業費が増加すること）及び中期アウトカム（企業間及び産学の共同研究を活発化すること（①企業の社外支出研究費の額及び②そのうち大学等への社外支出研究費の額を年率11.5%の増加））を設定していたところ。その後、指標の明確性を向上させる観点から、中期アウトカムは海外への支出分を除いた社外支出研究費の額として設定し直した。
- この点、中期アウトカムである「社外支出研究費の額」については、本税制が措置されたことから、1.4兆円と増加傾向にあるものの、前年度比10.5%の増加（令和6年度実績）となっており目標を下回っている。このため、引き続き本税制を措置することにより、社外支出研究費の額を伸ばし、中期アウトカムに加え、長期アウトカム（令和8～令和12年度の官民合わせた研究開発投資の総額を180兆円）の目標達成に寄与することが必要である。
- 令和8年度に実施した経産省調査によれば、本特例措置がない場合、「税負担が増え、その分試験研究費を減額せざるを得なくなり、研究活動を縮小せざるを得ない」、「機械装置のスペックを下げてコストダウンを図ると考えられるが、研究開発が遅れる可能性があり、研究開発計画の後ろ倒しや中止も懸念される」、「研究事業への十分な投資ができなくなり、試験研究の目標達成に支障がでてくる」等の回答があった。
- これらの回答を踏まえると、本特例措置は試験研究用資産等の導入など研究開発投資を安定的に行う予見可能性を高め、技術研究組合が円滑な研究開発事業を実施するための環境整備を通じて、共同研究の促進に貢献していると認められる。その結果、企業からの賛同や参画が得られやすくなり、社外支出研究費の増加が促され、「共同研究及び研究開発投資の促進を図る」という政策目的を達成することにもつながることから、引き続き本特例措置の延長を要望したい。
- なお、技術研究組合と同様の非出資制の協同組合は法人税法本則上（法人税法第46条）で圧縮記帳が認められているが、技術研究組合は本税制により圧縮記帳が認められていることによりイコールフットイングとなっている。

令和 9 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（総務省情報流通行政局参事官室）

項 目 名		産業競争力強化法に基づく事業再編に係る登録免許税の軽減措置の延長等	
税 目		登録免許税 租税特別措置法第 80 条第 1 項	
要 望 の 内 容	産業競争力強化法に基づく事業再編に係る登録免許税の軽減措置について、事業ポートフォリオの転換・強化を通じて、価値創造の拡大につなげるための措置等を講じるとともに、適用期限を令和 12 年 3 月 31 日まで延長する。		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)		— 百万円 (▲5,000 百万円) (— 百万円)

新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 戦略的・抜本的な事業再編を強力に推進することにより、国内の過剰供給・過当競争構造を解消し、産業の新陳代謝の促進を通じた我が国産業の競争力強化を図る。 (2) 施策の必要性 グローバル化の進展やデジタル革命により不連続かつ急激に経営環境が変化 する中、企業がイノベーションによる付加価値の創出や生産性の向上を通じ持続 的な成長を実現していくためには、既存の事業の収益性を深化しつつ、新たな 成長分野を探索する所謂「両利きの経営」を目指し、貴重な経営資源をコア事 業の強化や自前主義によらず将来の成長事業への投資に集中させるという不断 の事業ポートフォリオの見直しが必要とされている。 特に、既存の事業分野とは異なる新規分野への投資を行う場合には、通常、不 確実性が高く、大きなリスクを伴うため、新規分野への投資資金を確保する観 点からも、事業ポートフォリオの継続的な見直しを通じて資本効率が高い事業 ポートフォリオへの転換を実現し、キャッシュフローの充実を図ることがこれ まで以上に重要になっている。 こうした中、経済産業省では、これまで産業競争力強化法に基づく事業再編計 画や各種税制措置により M&A をはじめとする事業再編を後押ししてきたが、日 本企業における事業ポートフォリオ検討の必要性について認識は高まりつつあ るものの、複数の事業セグメントを有する企業の利益率が世界的には未だ低 く、十分に事業ポートフォリオの組替えが行われていない状況となっている。 こうした状況を踏まえれば、引き続き我が国経営者の事業再編に係る「決断」 を促すことが必要であり、再編行為に伴う登録免許税の税率軽減を措置し、事 業ポートフォリオの見直しと事業再編を円滑化することで、我が国事業者の生 産性向上を推進していく必要がある。 また、本年 7 月に「コーポレートガバナンス・コード」が改訂され、取締役会 の役割として、「成長の道筋を構築する」ことや、「成長投資や事業ポートフ ォリオの見直し等の経営資源配分等に関し具体的に何を実行するのかについて 説明を行う」こと（原則 4-1）などが明確化された。経済産業省においても、 「成長投資ガイダンス」（2026 年）を策定してその実務的な対応の方向性を示 し、その普及・啓発を通じて、事業ポートフォリオの見直しと成長投資の必要 性に対する意識の浸透に向けて取り組んできている。 我が国の構造的な課題として、日本企業全体として資本効率の改善は進展して きた一方で、依然として、資本コストを上回る収益性を安定的に確保できてい る事業が少ない上、資本コストを下回る価値毀損セグメントに投下資本の約 65%が配分され、資本コストを上回る価値創造セグメントが生み出した価値が相 殺される構造となっている※ことがありと考えられる。我が国経済の中長期的 な成長に向けては、我が国企業が、事業ポートフォリオの転換を通じて、投下 資本の戦略的な再配分・拡大を促していくことが必要である。 AX・GX をはじめとした技術革新の進展や経済安全保障の重要性の高まりなど、 企業を取り巻く事業環境は劇的に変化している環境下において、我が国企業が このような環境に適応し、競争力を高めていくためには、事業ポートフォリオ の転換・強化を上記の取組から更に踏み込んで促進していくことが必要であ る。 ※価値毀損セグメントに対する資本投入割合：日本：65% 米国：39% 欧州：42% 以上の理由から、事業ポートフォリオ転換・強化を促進するための措置等を講 じるとともに、本税制の適用期限を令和 12 年 3 月 31 日まで延長する。
--	---

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅴ. 情報通信（ICT 政策） 2. 情報通信技術高度利活用の推進
		政策の達成目標	認定事業再編計画に基づく政策支援を通じて、事業再編による経営資源の有効活用により、事業者の生産性の向上を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和 9 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日（3 年間）
		同上の期間中の達成目標	令和 11 年度に、事業者の生産性（ROIC（投下資本利益率））を令和 8 年度より 2%ポイント、固定資産回転率（売上高/有形固定資産＋ソフトウェア）を令和 8 年度より 5%向上させる。
		政策目標の達成状況	○ROIC（投下資本利益率）の実績 2022 年度（令和 4 年度）10.9% 2023 年度（令和 5 年度）11.2% 2024 年度（令和 6 年度）10.7% ※SPEEDA 上場企業データに基づき、以下のとおり算出 ROIC＝（営業利益＋減価償却費＋研究開発費）÷（有利子負債残高＋自己資本） ○固定資産回転率の実績 2022 年度（令和 4 年度）2.85 2023 年度（令和 5 年度）2.83 2024 年度（令和 6 年度）2.81 ※財務省法人企業統計に基づき、以下のとおり算出 固定資産回転率＝売上高÷有形固定資産＋ソフトウェア
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和 9 年度～令和 11 年度 22 件程度／年 ※既存制度による件数のみ
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	令和 8 年 3 月までに産業競争力強化法に基づき主務大臣の認定を受けた事業再編計画 173 件のうち、171 件の計画が登録免許税率の軽減措置を活用しており、活用割合が高い施策である。また、単に事業再編を行うだけでなく生産性向上や新サービス開発等の取組を実施する事業者に対して税制を適用する仕組みとしていることで、我が国産業競争力の強化に寄与しているものと考えられる。
相当性	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	・ 債権放棄時の資産評価時の損金算入 ・ 認定株式分配に係る課税の特例 ・ 事業ポートフォリオ転換・強化促進税制（要望中） 本税制措置は事業等を買収等する判断を、事業ポートフォリオ転換・強化促進税制は主に事業ポートフォリオの転換の判断を後押しするものであり、両者を一体で講ずることで事業ポートフォリオの転換・強化が促進されることが期待される。

	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																		
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																		
	要望の措置の妥当性	本措置は、生産性の向上のため、経営資源の効率的な運用を目指した戦略的な組織再編・事業再編に加えて、新たな商品開発や新たな生産方式の導入などの取組を行うものについて、その他一定の基準を満たす計画を主務大臣が認定した場合に限り、講ずるものである。 本措置により、合併や分割等といった事業構造の変更に係る費用を軽減し、新たな取組等を促して生産性の向上を図ることは、我が国産業の競争力強化のための特例措置として妥当である。																		
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	【登録免許税の軽減措置を利用した計画の認定件数（171 件）】																		
		<table><tr><td>年</td><td>平成30</td><td>令和1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>適用件数</td><td>11</td><td>17</td><td>14</td><td>22</td><td>26</td><td>22</td><td>18</td><td>22</td></tr></table>	年	平成30	令和1	2	3	4	5	6	7	適用件数	11	17	14	22	26	22	18	22
		年	平成30	令和1	2	3	4	5	6	7										
		適用件数	11	17	14	22	26	22	18	22										
		【事業再編計画の認定を受けた企業が営む業種（173 件）】 （単位：件）																		
【減収額（見込み含む）】 （単位：億円）																				
<table><tr><td>年</td><td>平成30</td><td>令和1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>減収額</td><td>5.5</td><td>43.4</td><td>49.3</td><td>39.1</td><td>45.8</td><td>18.5</td><td>66.3</td><td>50.0</td></tr></table>	年	平成30	令和1	2	3	4	5	6	7	減収額	5.5	43.4	49.3	39.1	45.8	18.5	66.3	50.0		
年	平成30	令和1	2	3	4	5	6	7												
減収額	5.5	43.4	49.3	39.1	45.8	18.5	66.3	50.0												
※各年度の減収額は、産業競争力強化法の認定に基づく計画の認定年度別に集計したものであるため、実際に登記した時点（登録免許税が軽減される時点）が翌年度になるケースがあり得る。																				

	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	—
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	登録免許税の軽減措置を講ずることにより、合併や会社分割等に係る資本・資産に係るコストを軽減し、事業再編を促進することは我が国産業の生産性の向上に有効な手段である。 昨年度までに事業再編計画の認定を受けた事業者は、173 者（全省庁ベース）のうち 171 者が本税制措置を活用しており、産業競争力強化法に基づいて認定された事業再編計画で、令和 7 年度までに終了した計画（全 35 計画）のうち、30 計画（経済産業省案件ベース）で生産性向上の基準を達成している。
	前回要望時の 達成目標	令和 8 年度に、事業者の生産性（ROIC（投下資本利益率））を令和 5 年度より 2%、固定資産回転率（売上高/有形固定資産＋ソフトウェア）を令和 5 年度より 5%向上させる。
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	事業再編計画の認定を受けた事業者は、173 者（全省庁ベース）のうち 171 者が本税制措置を活用しており、産業競争力強化法に基づいて認定された事業再編計画で、令和 7 年度までに終了した計画（全 35 計画）のうち、30 計画（経済産業省案件ベース）で生産性向上の基準を達成している。また、残りの 5 計画については市場環境の悪化、原材料費の高騰や取引先都合により計画終了年度に計画していた売り上げが得られなかったなどの外部要因によるものであり、これらの変化によるやむを得ない計画を除けば目標を達成している。
これまでの 要 望 経 緯	登録免許税率の軽減措置 平成 25 年度創設（平成 26 年 1 月～） 平成 28 年度 2 年間延長 平成 30 年度 2 年間延長 令和 2 年度 2 年間延長 令和 4 年度 2 年間延長（生産性の向上要件の見直し） 令和 6 年度 3 年間延長（特別事業再編計画の創設） （同様の措置を講じていた産活法における要望経緯） 平成 11 年度 創設 平成 12 年度 税率引き下げ 平成 13 年度 2 年間延長 平成 15 年度 5 年間延長（但し平成 18 年以後、一部縮減） 平成 19 年度 措置拡充（対象計画追加） 平成 20 年度 2 年間延長 平成 21 年度 1 年間延長（会社分割に係る不動産移転登記に係る登録免許税のみ） 平成 22 年度 1 年間延長 平成 23 年度 一部縮減（産活法改正により適用対象が一部変更されたことによる） 平成 24 年度 1 年間延長	

要望内容と自己点検の関係

措置名：産業競争力強化法に基づく事業再編に係る登録免許税の軽減措置の見直し及び延長等

○各アウトカムと達成状況

1. 短期アウトカム

指標：新商品等の売上高比率を全社売上高や商品1単位当たりの製造原価の低減など
目標値：100%の認定事業者が、事業再編後に再編計画通り、前向きな取組を実施する。

達成状況：実施状況報告を受けている事業再編計画の認定を受けた計画、全ての案件において、認定計画通りに前向きな取組を実施した結果となった。

2. 中期アウトカム

指標：事業者の生産性（ROIC(投下資本利益率)の2%向上・固定資産回転率（売上高/有形固定資産＋ソフトウェア）の5%以上）

目標値：基準年度と比較した生産性向上指標の最終年度における達成 ※令和4年度改正までは修正ROA・有形固定資産回転率を測定。

達成状況：生産性向上の指標として、修正ROA（令和3年度まで）・修正ROIC（令和4年度より）の2%ポイントの向上、固定資産回転率の5%向上又は従業員一人当たり付加価値額の9%向上のいずれかの達成を要件としている。平成30年度以降の認定案件において、経済産業省の認定した案件においては、令和7年度までに終了し報告を受けた案件35件のうち、30件が生産性の向上基準を達成している。本措置は認定を受けた計画の約85%において、生産性の向上に寄与していると言える。

○達成状況を踏まえた延長の必要性

中期アウトカムに対しては、目標未達となった事業者が一定数存在するものの、その要因は外的要因によるもので、取組を行ったものの止むを得ず目標未達となった。認定事業者と、同時期同業種の事業再編を行った事業者の生産性向上率を比較しても、認定事業再編計画事業者の方が、より高い生産性を実現しており、本措置により、我が国産業競争力の強化に寄与しているものといえる。

昨年、国内事業のM&Aは件数・金額ともにこれまでで一番高い水準となっている。国際事情や社会情勢の激変などにより、不確実性が高まっている中で、産業の新陳代謝の促進を通じた我が国産業の競争力強化を図るためには、国内の過剰供給・過当競争構造を解消するとともに、事業ポートフォリオの最適化を目指した事業再編が必要である。

以上の理由から、事業ポートフォリオ転換・強化を促進するための措置等を講じるとともに、本税制の適用期限を令和12年3月31日まで延長する。

（総務省地域力創造グループ地域振興室）

項 目 名	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長										
税 目	法人税、所得税										
要 望 の 内 容	【要望】 半島振興対策実施地域として指定された地域のうち、半島振興法第 9 条の 2 第 1 項及び第 9 項の規定に基づき、市町村が産業振興促進計画を作成し、主務大臣（国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣）が認定した地域（過疎地域持続的発展市町村計画の産業振興促進事項に定めた区域を除く）における、法人又は個人に適用される、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る割増償却制度（5 年間、償却限度額：機械・装置にあっては普通償却限度額の 32%、建物・附属設備、構築物にあっては普通償却限度額の 48%）について、適用期限を 2 年間（令和 11 年 3 月 31 日まで）延長する。 【制度の概要】 1. 製造業・旅館業 （1）対象 ①資本金 5,000 万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等 ②資本金 5,000 万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等 （2）取得価額の下限值 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が以下に示す下限値以上である場合 <table border="1"> <tr> <td>資本金の規模</td><td>1,000万円以下</td><td>1,000万円超 5,000万円以下</td><td>5,000万円超</td></tr> <tr> <td>取得価額</td><td>500万円以上</td><td>1,000万円以上</td><td>2,000万円以上</td></tr> </table> 2. 農林水産物等販売業・情報サービス業等 （1）対象 ①資本金 5,000 万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等 ②資本金 5,000 万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等 （2）取得価額の下限值 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円以上である場合 【関係条文】 ・半島振興法第 9 条の 2、第 16 条（所得税） ・租税特別措置法第 12 条第 4 項柱書及び表第 2 号 ・租税特別措置法施行令第 6 条の 3 第 14 項第 2 号、第 15 項第 2 号、第 20 項、第 21 項及び第 24 項 ・租税特別措置法施行規則第 5 条の 13 第 7 項、第 8 項、第 9 項及び第 10 項（法人税） ・租税特別措置法第 45 条第 3 項柱書及び表第 2 号 ・租税特別措置法施行令第 28 条の 9 第 15 項第 2 号、第 16 項第 2 号、第 21 項、第 22 項及び第 25 項 ・租税特別措置法施行規則第 20 条の 16 第 7 項、第 8 項、第 9 項及び第 10 項			資本金の規模	1,000万円以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超	取得価額	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
資本金の規模	1,000万円以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超								
取得価額	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上								

		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)		一百万円 (▲300 百万円の内数) (一百万円)
新設・拡充又は延長を必要とする理由		(1) 政策目的 半島地域は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、国土の幹線交通網から離れているなどの条件不利性を抱えており、居住や経済活動に一定の制約があること等により、人口減少・高齢化が加速している。 このため、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域において、生活基盤の整備を行うとともに、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る民間事業の投資を促進することで、地域経済の活性化や雇用の確保を図り、人口流出の抑制や定住の促進を図る。 (2) 施策の必要性 半島地域においては、地理的条件不利性により生産年齢層を中心とした人口流出が生じ、同地域の活力が失われてきている。これらの課題に対応するには、雇用の場の確保、地域住民の所得水準の向上等を図り、生産年齢人口の流出抑制や地域経済の活性化が必要である。 このためには、市町村が策定する産業振興促進計画に基づき、半島地域で重要な位置を占める製造業、半島地域の恵まれた観光資源や農林水産物を有効活用した旅館業・農林水産物等販売業を、地域の基幹産業として支援する必要がある。また、半島地域の地理的な条件不利性を補うため、立地に左右されにくい情報サービス業等の発展が期待されており、デジタル技術の活用によって半島地域の課題解決に寄与することで、地域経済の活性化や人口流出の抑制に資する産業として重要である。 これらを踏まえれば、本特例措置の適用期限の延長が必要である。		
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	○半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）（抄） （目的） 第一条 この法律は、国土の保全、自然環境及び良好な景観の保全、多様な再生可能エネルギーの導入及び活用、多様な文化の継承、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担うとともに、国土の多様性の重要な構成要素である半島地域（架橋等により本土との陸上交通が確保された島を含む。以下同じ。）が、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、水資源が乏しい等国土資源の利用の面における制約を受けていること並びにこれにより産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にあることに鑑み、半島地域の振興に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、地域における創意工夫を生かし、半島地域と継続的な関係を有する半島地域外の人材を含む多様な主体の連携及び協力を促進しつつ、広域的かつ総合的な対策を実施するために必要な特別の措置を講ずることにより、半島地域の振興を図り、もつて半島地域の自立的発展、地域住民の生活の向上、半島地域における定住の促進等及び半島防災（半島地域におけるその地理的特性を踏まえた防災をいう。以下同じ。）の推進を図り、あわせて国土の均衡ある発展並びに地方における活力ある社会経済の創出及びその再生（次条第	

		一号において「地方創生」という。)に資することを目的とする。 (国の施策) 第六条 国は、半島振興計画に基づく事業の実施に関し必要な財政金融上の措置を講ずるよう配慮しなければならない。 2 国は、多様な主体の連携及び協力が半島振興対策実施地域の広域的かつ総合的な振興において重要であることに鑑み、半島振興計画に基づく事業のうち多様な主体の連携及び協力により実施されるものについて、その事業を実施する地方公共団体その他の者に対する助成その他の必要な措置を講ずるものとする。 第七条 国は、半島振興計画に基づく事業の実施に要する経費について、毎年度、国の財政の許す範囲内において、その事業の円滑な実施を促進することに努めなければならない。 (税制上の措置) 第十六条 国は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の定めるところにより、半島地域の振興に必要な措置を講ずるものとする。 ○経済財政運営と改革の基本方針 2026（令和8年7月21日閣議決定）（抄） 第2章 日本の成長力強化と安全・安心の確保 1. 「強い経済」の実現 (3) 強い地域経済の構築 (個性を活かした地域づくり) 過疎地域、離島、奄美、小笠原、半島、豪雪地帯等の条件不利地域対策に取り組む。 【令和9年度概算要求における政策体系図】 基本（実施）計画（令和5年3月策定） Ⅱ. 地方行財政 2. 地域振興（地域力創造）
	政 策 の 達成目標	事業者による新規設備投資を促進することにより、半島地域における事業活動の継続・拡大を図り、半島地域における雇用者数を拡大することを目標とする。 ①長期的目標 半島地域における雇用の維持・確保を指標とする。 指標：半島地域において本特例措置の適用を受けた事業者の新規雇用者数 目標値：2,145人（社会減の1割） 対象期間：令和5年度～令和16年度（12年間） ②短期的目標 本特例措置の適用を受けた事業者による新規設備投資額を指標とする。 目標値：190億円 対象期間：令和9年度～令和10年度（2年間）

		租税特別措置の適用又は延長期間	2 年間（令和 9 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日）
		同上の期間中の達成目標	○本特例措置の適用を受けた事業者による新規雇用者数 257 人 ○本特例措置の適用を受けた事業者による新規設備投資額 190 億円
		政策目標の達成状況	新規雇用者数 令和 5 年度：46 人 令和 6 年度：36 人 令和 7 年度：16 人 新規設備投資額 令和 5 年度：約 44.0 億円 令和 6 年度：約 39.3 億円 令和 7 年度：約 16.3 億円
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和 8 年度：22 件 令和 9 年度：36 件 令和 10 年度：50 件 ※新規の適用見込みを記載 ※関係道府県へ聞き取った結果を基に、「政策の達成目標」を勘案して試算した値。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置は半島振興において重要となる業種における設備投資を促進し、それにより雇用の維持・創出を図るために措置されたものである。 実際に本特例措置を活用して最新の製造設備を導入することで、地域外からの新規雇用や数人規模～十数人規模の新規雇用を実現している事業者もある等、投資促進及び雇用創出の両面から有効であると考えられる。 これらの効果による人口流出の抑制や地域企業の拡大により、地域経済の好循環が生まれ、地域経済基盤の強化や地域サービスの向上にも寄与することが見込まれるため、当該特例措置が、一時的な投資支援にとどまらず、地域経済の持続的な活性化を通じて、地域の自立的発展に寄与する有効性を有していると考えられる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	○地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置（減収補填措置：事業税、不動産取得税及び固定資産税） （関係法令） ・半島振興法第 17 条 ・半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令
		予算上の措置等の要求内容及び金額	半島振興広域連携促進事業補助金等 （令和 9 年度概算要求額：131 百万円） 改正半島振興法を踏まえ、半島地域の自立的発展に向けた交流・定住促進、産業振興、防災・物流強化を図るため、半島地域の様々な主体の取組を道府県がパッケージ化して一体的・広域的に推進するソフト施策等を支援する。

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算措置に対し、本特例措置は、民間事業者による各種の事業の立ち上げに必要な設備投資を促進するものであり、予算措置と支援目的・支援対象が異なることから、両者の間に代替性はない。 また、予算措置と本特例措置が一体的に運用されることで、例えば予算事業により新たな農業・漁業産品の商品開発が行われ、販路が新たに設けられた場合、その翌年には本特例制度による設備投資が期待できるなど、相乗効果が生まれることが期待される。																			
		要望の措置の妥当性	本特例措置は、課税の繰延べであるので、減収額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国の負担は少ない。 また、課税の繰延べによって、設備投資に係る税負担が軽減される本特例措置は、半島地域における設備投資のインセンティブとなる。 設備投資の促進により地域内の事業の継続・拡大が図られ、事業の実施に基づく雇用創出が見込まれることによって、「半島地域の雇用創出」という長期的目標に対して効果がつながっていくものと考えられる。 なお、特例措置の対象は全業種としているものではなく、半島地域の産業を振興し雇用の創出を図るために特に有効と思われる、製造業、旅館業、農林水産物等販売業及び情報サービス業等の4業種に重点化しており、半島の地域特性を踏まえた必要最小限の特例措置である。																			
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	<table><thead><tr><th></th><th>適用件数</th><th>適用額</th><th>減収額</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和5年</td><td>134件 (163件)</td><td>1,021百万円 (1,599百万円)</td><td>237百万円 (371百万円)</td></tr><tr><td>令和6年</td><td>92件 (73件)</td><td>834百万円 (664百万円)</td><td>193百万円 (154百万円)</td></tr><tr><td>令和7年</td><td>65件 (70件)</td><td>423百万円 (637百万円)</td><td>98百万円 (148百万円)</td></tr></tbody></table> (出典：適用件数及び適用額は関係道府県への調査での確認書をもとに算出。また、減収額は上記適用額に各年度の法人税率を乗算した。) ※令和5年度・令和7年度要望時の適用件数及び減収額の見込み値については、括弧内のとおりである。 (前回要望時との乖離の理由) 令和6年度においては見込みを上回ったものの、他年度においては資材価格の高騰等が事業者の投資意欲に影響し、前回要望時の見込みと実績の乖離が生じている。引き続き、各地方自治体に対して市町村協議会等を活用して税制活用の働きかけを行うとともに、事業者への直接の制度周知を行うことにより、半島地域における投資促進を通じた雇用拡充に取り組む。					適用件数	適用額	減収額	令和5年	134件 (163件)	1,021百万円 (1,599百万円)	237百万円 (371百万円)	令和6年	92件 (73件)	834百万円 (664百万円)	193百万円 (154百万円)	令和7年	65件 (70件)	423百万円 (637百万円)	98百万円 (148百万円)
			適用件数	適用額	減収額																	
令和5年	134件 (163件)	1,021百万円 (1,599百万円)	237百万円 (371百万円)																			
令和6年	92件 (73件)	834百万円 (664百万円)	193百万円 (154百万円)																			
令和7年	65件 (70件)	423百万円 (637百万円)	98百万円 (148百万円)																			
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	半島振興対策実施地域における産業振興機械等の割増償却 ① 租税特別措置法の条項 租税特別措置法第45条 ② 適用件数 令和4年度：58件 令和5年度：59件																				

		令和6年度：50件 ③ 適用総額 令和4年度：390百万円 令和5年度：361百万円 令和6年度：295百万円
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	本特例措置は半島振興において重要としている業種における設備投資を促進し、それにより雇用の維持・創出を図るために措置されたものである。 実際に本特例措置を活用して最新の製造設備を導入することで、地域外からの新規雇用や数人規模～十数人規模の新規雇用を実現している事業者もある等、投資促進及び雇用創出の両面から有効であると考えられる。 これらの効果による人口流出の抑制や地域企業の拡大により、地域経済の好循環が生まれ、地域経済基盤の強化や地域サービス向上にも寄与することが見込まれるため、当該特例措置が、一時的な投資支援にとどまらず、地域経済の持続的な活性化を通じて、地域の自立的発展に寄与する有効性を有していると考えられる。
	前回要望時の達成目標	（政策体系における政策目的に係る目標） 半島地域の総人口における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比が1.00未満（ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超）（毎年度） （租税特別措置により達成しようとする目標） 測定指標 半島地域における事業所数（製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等） 目標値 事業所数の今後5年間の増減率が直近5年間の増減率を上回ることを目標とする。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和7年度の政策目標（半島地域における社会増減率過去5ヶ年平均との比）に係る指標値については、1.16となっており、過去5ヶ年平均との比を1.00未満とするという政策目標を達成できていない。これは、コロナ禍の人口移動が著しく少ない期間の影響をもってしても、従前の社会増減の傾向が継続していたものと考えられる。 また、租税特別措置により達成しようとする目標（事業所数の今後5年間の増減率が直近5年間の増減率を上回ること）については、事業所数は「経済センサス活動調査」の結果を流用しており、前回調査（2021年（令和3年）調査）以降、次の調査結果（2026年（令和8年）調査）が公表されていないため、現時点で達成度を測ることは困難である。 なお、令和7年度の新規適用事業者においては、本特例措置を活用して設備投資を行ったことにより、新たに事業拠点が創出されたところ。
	これまでの要望経緯	昭和61年度 創設（機械等 16/100 建物等 8/100 1,700万円超） 昭和63年度 適用期限の2年延長 平成2年度 適用期限の2年延長 平成4年度 適用期限の2年延長（1,900万円超） 平成6年度 適用期限の1年延長

	(機械等 14/100 建物等 7/100 2,100 万円超)
平成 7 年度	適用期限の 2 年延長
平成 9 年度	適用期限の 2 年延長 (2,300 万円超)
平成 10 年度	特別償却率引下げ (機械等 14/100→13/100)
平成 11 年度	適用期限の 2 年延長 (機械等 12/100 建物等 6/100)
平成 13 年度	適用期限の 2 年延長 (機械等 12/100→11/100)
平成 15 年度	適用期限の 2 年延長 (2,500 万円超)
平成 17 年度	適用期限の 2 年延長 (機械等 11/100→10/100) 旅館業の追加 (過疎地域に類する地区：建物等 7/100)
平成 19 年度	適用期限の 2 年延長 (旅館業：建物等 7/100→6/100 2,000 万円超)
平成 21 年度	適用期限の 2 年延長
平成 23 年度	適用期限の 2 年延長 旅館業を除外、農林水産物等販売業の追加
平成 25 年度	割増償却へ改組 旅館業、情報サービス業等の追加 取得価額要件の引下げ (2,000 万円超→500 万円以上)
平成 27 年度	適用期限の 2 年延長
平成 29 年度	適用期限の 2 年延長
令和元年度	適用期限の 2 年延長
令和 3 年度	適用期限の 2 年延長 (対象資産の取得価額が一定の金額以上であることとの要件における取得価額を法人税法等の規定による圧縮記帳の適用後の金額とする)
令和 5 年度	適用期限の 2 年延長 (「過疎地域の持続的発展のための支援に関する特別措置法」に基づく過疎税制適用地区を除外)
令和 7 年度	適用期限の 2 年延長 (「情報サービス業等」のうち、「コールセンター業等」を除外)

要望内容と自己点検の関係

措置名：特定地域における工業用機械等に係る割増償却（半島地域）

- 自己点検を実施した結果、短期アウトカムである新規設備投資額（令和５年度～令和６年度・目標値 70 億円）については、２カ年合計で約 83.3 億円であることから目標を達成している。
- また、長期アウトカムである新規雇用者数（令和５年度～令和 16 年度・目標値 2,145 人）については、本特例措置を活用して整備した設備に伴う新規雇用が、毎年一定程度創出されているところであるが、達成途上であり、引き続き本特例措置を継続する必要がある。
- 短期アウトカムの目標値を達成し、半島地域の事業活動の継続・拡大に一定の効果を上げていることが確認された。このため、これらの成果を維持・定着させる観点から、新規雇用者数を長期的目標として設定する。また、設備投資額については、本特例措置による投資促進効果が確認されていることから、短期的目標として継続的に把握する。
- 本特例措置を活用した設備投資により、半島地域の雇用創出への効果が着実に現れている。一方で、人口流出や社会減といった地域課題の解決には中長期的な取組が不可欠であり、制度効果の継続的な発現と検証が求められる。以上のことから、地域への投資と雇用の好循環を維持・拡大し、人口流出の抑制・定住促進につなげる観点から、適用期限を２年間（令和 11 年 3 月 31 日まで）延長することを要望する。
- さらに、本特例措置の効果を最大限発揮するため、地方自治体等と連携しながら、制度の周知・活用促進を強化し、半島地域におけるさらなる投資促進と雇用創出を後押ししていく。

（総務省地域力創造グループ地域振興室）

項 目 名	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長		
税 目	法人税、所得税		
要 望 の 内 容	【要望】 離島振興対策実施地域として指定された地区のうち、離島振興計画の産業振興促進事項に定めた区域（過疎地域持続的発展市町村計画の産業振興促進事項に定めた区域を除く）内の地区において、法人又は個人が行う製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る設備投資について、割増償却制度（5年間、償却限度額：機械・装置にあっては普通償却限度額の32%、建物・附属設備、構築物にあっては普通償却限度額の48%）の適用期限を2年間（令和11年3月31日まで）延長する。		
	【制度の概要】 1. 製造業・旅館業 （1）対象 ①資本金 5,000 万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等 ②資本金 5,000 万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等 （2）取得価額の下限值 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が以下に示す下限値以上である場合		
	資本金の規模	5,000 万円以下	5,000 万円超 1 億円以下
	取得価額	500 万円以上	1,000 万円以上
			1 億円超
			2,000 万円以上
	2. 農林水産物等販売業・情報サービス業等 （1）対象 ①資本金 5,000 万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等 ②資本金 5,000 万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等 （2）取得価額の下限值 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円以上である場合		
	【関係条文】 ・ 離島振興法第 19 条 （所得税）租税特別措置法第 12 条第 4 項柱書及び表第 3 号 租税特別措置法施行令第 6 条の 3 第 14 項第 3 号、第 15 項第 3 号、第 22 項、第 23 項及び第 24 項 租税特別措置法施行規則第 5 条の 13 第 8 項、第 9 項及び第 10 項 （法人税）租税特別措置法第 45 条第 3 項柱書及び表第 3 号 租税特別措置法施行令第 28 条の 9 第 15 項第 3 号、第 16 項第 3 号、第 23 項、第 24 項及び第 25 項 租税特別措置法施行規則第 20 条の 16 第 8 項、第 9 項及び第 10 項		

		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (▲300 百万円 の内数) (— 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等、我が国及び国民の利益の確保及び増進に重要な役割を担っている一方で、四方を海等で囲まれ、社会減による人口の流出・減少が長期にわたり継続し、かつ高齢化の進展など、他の地域に比して厳しい自然的社会的条件の下にある。 そのため、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域において、生活基盤の整備を行うとともに、産業の振興を図り、雇用の確保を行うことを通して、離島における人口の著しい減少の防止及び定住の促進を図る。 (2) 施策の必要性 離島は四方を海等に囲まれていることから、交通手段が船や飛行機等に限られているため、人の往来及び事業活動に必要な資機材等の輸送に要する費用が他の地域に比較して高額である。そのため、離島における事業活動の継続・拡大を通して雇用の維持・拡大を図るためには、産業基盤等に関する地域格差の是正を図るべく特別の措置を講ずる必要がある。 本特例措置は、離島振興において特に重要な業種を対象としているとともに、中小事業者が行う規模の設備投資を促進できるよう措置されたものである。とりわけ、平成 25 年度より現行の割増償却制度となったことにより、島内の中小事業者等の設備投資を促進し、雇用の増加・維持を図ることで、離島の人口流出の抑制に寄与してきた。 他方で、就業者数が減少傾向にあるなど、島内企業を取り巻く状況は厳しく、島外企業による投資を呼び込む重要性は一層増大している。 コロナ禍を契機として企業の地方移転も注目される中、令和 5 年に施行された改正離島振興法では、離島振興計画の記載事項として、企業誘致をはじめとした産業の振興の促進に関する事項が新たに盛り込まれたところである。こうした計画の下、島内外の企業等による投資を呼び込むためにも、営業利益が比較的小さい島内の中小事業者の投資に加え、離島への投資を行う比較的余力のある企業を含め、広くインセンティブとなる本特例措置による支援が引き続き必要である。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	○離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）（抄） （税制上の措置等） 第十九条 国は、離島について、人の往来及び生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額である状況を改善するとともに、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差の是正を図り、並びにその地理的及び自然的特性を生かした振興を図るため、離島の振興のための特別の措置を講ずることによつて、離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、地域間の交流を促進し、もつて居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進を図ること等としている第一条の目的の達成に資するため、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）等の定めるところにより、離島振興対策実施地域の振興に必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。 ○経済財政運営と改革の基本方針 2026（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定）（抄） 第 2 章 日本の成長力強化と安全・安心の確保 1. 「強い経済」の実現 （3）強い地域経済の構築 （個性を活かした地域づくり） 過疎地域、離島、奄美、小笠原、半島、豪雪地帯等の条件不利地域対策に取り組む。 【令和 9 年度概算要求における政策体系図】 基本（実施）計画（令和 5 年 3 月策定） Ⅱ. 地方行財政 2. 地域振興（地域力創造）
		政策の達成目標	事業者による新規設備投資を促進することにより、離島における事業活動の継続・拡大が図られる。これにより、離島地域における雇用者数を拡大することを目標とする。 ① 長期的目標 離島における雇用の維持・確保を指標とする。 指標：離島地域において本特例措置の適用を受けた事業者の新規雇用者数 目標値：270 人（社会減の約 2 割） 対象期間：令和 5 年度～令和 14 年度（10 年間） ② 短期的目標 本特例措置の適用を受けた事業者による新規設備投資額を指標とする。 目標値：11.4 億円 対象期間：令和 9 年度～令和 10 年度（2 年間）

		租税特別措置の適用又は延長期間	2 年間（令和 9 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日）
		同上の期間中の達成目標	本特例措置の適用を受けた事業者の新規雇用者数 74 人 本特例措置の適用を受けた事業者による新規設備投資額 11.4 億円
		政策目標の達成状況	令和 7 年度の新規雇用者数 12 人 令和 7 年度の新規設備投資額 1.85 億円
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和 8 年度：10 件 令和 9 年度：10 件 令和 10 年度：10 件 ※新規の適用見込みを記載。 ※制度活用の意向に関する離島の事業者への聞き取り結果を基に、「政策の達成目標」を勘案して試算した値。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置は、離島振興において特に重要な業種を対象に設備投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置が活用されることで、事業者は適用期間中の減価償却費を通常より多く計上でき、投資初期段階の税負担が軽減（繰り延べ）されるため、地域外からの事業者の誘致及び地域内の小規模事業者による投資促進を通じた内発的発展がより効果的に見込まれ、事業活動の継続・拡大及び雇用機会の確保に貢献することが見込まれている。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置（減収補填：事業税、不動産取得税及び固定資産税） （関係法令） ・ 離島振興法第 20 条 ・ 離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令
		予算上の措置等の要求内容及び金額	① 公共事業予算の一括計上 50,979 百万円 ② 離島活性化交付金 1,501 百万円 ③ 離島振興調査費 124 百万円 （令和 9 年度概算要求額）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	離島振興に係る予算上の措置は、主に国、地方公共団体等が水産基盤や道路等の社会基盤整備、海上輸送費の軽減、観光の推進等を行うものである。また、自治体を実施する企業誘致活動等に関しては令和 5 年度より予算上の支援を行っているが、これは事業者の設備投資等の資金繰りに対する支援ではなく、自治体を実施する企業誘致のための計画策定やプロモーション等のソフト事業に対する支援措置であり、誘致のための素地を培うものである。 それに対して、本特例措置は、事業者に対し、各種の事業の立ち上げや新規事業の展開に必要な設備投資を促進することで、事業の継続・拡大を図り、就業機会の確保を図ることを目

			的として実施するものであり、支援目的が異なることから、両者の間に代替性はないばかりか、むしろ予算・税制が一体となって効果を発揮するものである。																
	要望の措置の妥当性	隔絶性、遠隔性、狭小性等の条件不利性を抱える中、各種産業活動を活性化させるため、法人や個人の設備投資を行う事業者を対象に投資を誘発させるためのインセンティブを与えることが必要であることから、これを実現する施策として、当該措置が妥当である。 離島振興策の他の支援措置としては、公共事業の一括計上や非公共事業等を行っているが、これらは主に行政に対する支援であり、直接民間需要を喚起、雇用を創出する本特例措置との明確な役割分担はなされている。 また、特例措置の対象を全業種としているものでなく、離島振興に特に重要な業種を対象としており、必要最小限の特例措置である。																	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<table><thead><tr><th></th><th>適用件数</th><th>適用額</th><th>減収額</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和5年</td><td>27件 (41件)</td><td>38.4百万円 (79百万円)</td><td>8.9百万円 (18百万円)</td></tr><tr><td>令和6年</td><td>12件 (16件)</td><td>8.9百万円 (14百万円)</td><td>2.1百万円 (2.8百万円)</td></tr><tr><td>令和7年</td><td>11件 (14件)</td><td>6.2百万円 (12百万円)</td><td>1.4百万円 (2.6百万円)</td></tr></tbody></table> (出典：適用件数及び適用額は関係道府県への調査での確認書をもとに算出。また、減収額は上記適用額に各年度の法人税率を乗算した。) ※令和5年度・令和7年度要望時の適用件数及び減収額の見込み値については、括弧内のとおりである。 (前回要望時との乖離の理由) 割増償却期間は5年間であり過年度から継続して本特例措置が適用された事業者が一定数あるものの、令和5年度税制改正により過疎税制適用地域は離島税制の適用対象外となったことで、令和5～6年度において新規の適用実績が無かったため、適用件数等の見込みと実績の乖離が生じている。事業者への制度周知を強化してきたことにより、令和7年度においては新規適用実績が認められたところであり、引き続き、各地方自治体に対して担当者会議等において税制活用の働きかけを行うとともに、事業者への直接の制度周知を行うことにより、離島における投資促進を通じた雇用拡充に取り組む。			適用件数	適用額	減収額	令和5年	27件 (41件)	38.4百万円 (79百万円)	8.9百万円 (18百万円)	令和6年	12件 (16件)	8.9百万円 (14百万円)	2.1百万円 (2.8百万円)	令和7年	11件 (14件)	6.2百万円 (12百万円)	1.4百万円 (2.6百万円)
		適用件数	適用額	減収額															
令和5年	27件 (41件)	38.4百万円 (79百万円)	8.9百万円 (18百万円)																
令和6年	12件 (16件)	8.9百万円 (14百万円)	2.1百万円 (2.8百万円)																
令和7年	11件 (14件)	6.2百万円 (12百万円)	1.4百万円 (2.6百万円)																
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<令和6年度調査結果> ① 租税特別措置法の条項 第45条 ② 適用件数 令和4年度：12件 令和5年度：6件 令和6年度：6件 ③ 適用総額																	

		令和４年度：45 百万円 令和５年度：33 百万円 令和６年度：29 百万円
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	本特例措置は、離島振興において特に重要な業種に係る設備投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置が活用されることで、地域外からの事業者の誘致及び地域内の小規模事業者による投資を通じた内発的発展がより効果的に見込まれ、事業活動の継続・拡大及び雇用機会の確保に貢献することが見込まれている。 令和７年度に本特例措置を新規に活用した事業者において、島外からの雇用者を創出した事例もあり、本特例措置が離島における雇用機会の確保に寄与している。
	前回要望時の達成目標	（政策体系における政策目的に係る目標） 離島振興対策実施地域の令和 14 年度末の人口を 263 千人以上とする。 （租税特別措置により達成しようとする目標） 測定指標 離島地域における事業所数 目標値 事業所数の今後５年間の増減率が直近５年間の増減率を上回ること为目标とする。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和７年度の人口は 309 千人であり、現時点で目標値（令和 14 年度末の人口）を上回っているものの、令和４～７年度の人口減少率は過去 10 年間よりも高くなっており、同様のペースで人口減少が進んだ場合、令和 14 年度末の人口は目標値を下回る見込みである。 また、本特例措置により達成しようとする目標（事業所数の今後５年間の増減率が直近５年間の増減率を上回ること）については、事業所数を「経済センサス-活動調査」からデータを流用しており、前回調査（2021 年（令和３年）調査）以降、次の調査結果（2026 年（令和８年）調査）が公表されていないため、現時点で達成度を測ることは困難である。なお、令和７年度の全ての新規適用事業者において、本特例措置を活用して設備投資を行ったことにより、新たな事業拠点が創出されたところ。
これまでの要望経緯		平成５年度 製造業及び旅館業について要望（製造業のみ○） 平成７年度 適用期限の２年延長 平成９年度 適用期限の２年延長 拡充（過疎に類する地区における旅館業を追加） 平成 11 年度 適用期限の２年延長 平成 13 年度 適用期限の２年延長 拡充（過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加） 平成 15 年度 適用期限の２年延長 拡充（農林水産物等販売業を追加） 除外（ソフトウェア業を除外） 平成 17 年度 適用期限の２年延長 平成 19 年度 適用期限の２年延長 拡充（取得価額要件を 2,500 万円超から 2,000 万円超に引下げ） 平成 21 年度 適用期限の２年延長

	平成 23 年度	適用期限の 2 年延長 拡充(情報サービス業を追加) 除外(農林水産物等販売業を除外)
	平成 25 年度	割増償却への改組 拡充(農林水産物等販売業を追加) 拡充(取得価額要件を 2,000 万円超から 500 万円以上に引下げ(資本規模により異なる)) 拡充(旅館業の適用要件を過疎に類する地区から全離島地区に拡充)
	平成 27 年度	適用期限の 2 年延長
	平成 29 年度	適用期限の 2 年延長
	令和元年度	適用期限の 2 年延長
	令和 3 年度	適用期限の 2 年延長(取得価額は圧縮記帳の適用後の金額)
	令和 5 年度	適用期限の 2 年延長(過疎税制対象地域との重複地域は対象外)
	令和 7 年度	適用期限の 2 年延長 (対象事業の一つである「情報サービス業等」から「コールセンター業等」を除外)

要望内容と自己点検の関係

措置名：特定地域における産業振興機械等の割増償却（離島地域）

- 自己点検を実施した結果、短期アウトカムである新規設備投資額（令和５年度～令和６年度・目標４億円）については、令和６年度時点で新規の適用実績がなかったことから、目標未達成である。令和５年度税制改正時に過疎税制適用地域は離島税制の適用対象外となったことで、離島税制の対象となる離島が大幅に減少し、令和５年度及び令和６年度において新規の離島税制の適用が無かったことが短期アウトカム未達成の要因であるが、事業者への制度周知を強化してきたことにより、令和７年度においては新規適用実績が認められた。本特例措置を活用して設備投資が行われた結果、全ての適用事業者において新たな雇用が創出され、投資促進及び雇用創出の両面において一定の政策効果が認められる。
- また、長期アウトカムである新規雇用者数（令和５年度～令和１４年度・目標２７０人）については、令和７年度時点で１２人と推移しているが、達成途上にあり、引き続き本特例措置を継続する必要がある。
- 新規の適用実績は限定的であるものの、本特例措置を活用して設備投資を行った結果、離島の雇用創出において一定の政策効果が認められるため、最終的な達成目標に向けて適用期限を２年間（令和１１年３月３１日まで）延長することを要望する。
- 本特例措置の政策効果をより一層発現させるため、引き続き、各地方自治体に対して担当者会議等における税制活用の働きかけや、事業者への直接の制度周知を行うことにより、離島における投資促進を通じた雇用拡充に取り組む。